

近世氷上山境内の広域差図とその細部構成

真木隆行

はじめに

本稿は、山口県文書館蔵毛利家文庫の「真光院差図」と「宝乗坊差図」に描かれた近世氷上山興隆寺の境内建築群の差図について、部分ごとにトレース図を交えながら紹介し検討するものである。

氷上山興隆寺は、中世においては周防国を拠点とした有力守護権力大内氏の氏寺として知られ、比較的多くの中世文書を今日に伝えている。ところが残念ながら、絵画や差図の類の史料については伝わらないことから、視覚的イメージを補うためには、後世の絵画的史料の援用も求められる。従来そのような史料としては、明治期に描かれた氷上山興隆寺絵図などの存在が知られていたが、このほかに、未紹介の近世氷上山関係差図が十一点も伝わることが判明した。そこで拙稿「周防国氷上山興隆寺の境内絵図と差図」(以下前稿と略記)ではそれらを紹介するとともに、各差図の成立時期を七期に大別しながら推定した^③。なかでも上述の両図は、最古かつ最大規模のものであり、境内全体を描いたものとしては最も詳細であることから、その史料的价值は高いと評した。右の検討結果について、行

論上、この両図に即して概括し直せば、以下の通りとなる。

(1) 「真光院差図」に描かれた範囲は氷上山境内の北半分であり、「宝乗坊差図」に描かれた範囲はその南半分である。この両図は同一筆跡であり、しかも上下に連結して境内全図を構成するよう作成されている。前者の長軸は一九六・七センチ、後者の長軸は一一五センチであり、これらを接続すると、三メートル以上にも及ぶ巨大差図となる。

(2) この両図は成立年月日を欠くが、「真光院」(興隆寺本坊の院号、かつ寺家全体も含む総称)の語が見えること、しかも本坊内の北側にあった徳川將軍家の位牌所「御霊殿」には、中央(位牌壇の南隣)に仏壇が描かれていること、以上から、元禄五年(一六九二)以降の成立と考えられる。下限については、脇坊の一つ「宝乗坊」の語が見えること、東照宮を含めて描かれた「氷上山境内見へ懸り差図」の成立より以前と見られること、以上から寛保二年(一七四二)以前の成立と考えられる。

すなわち、この両図に描かれた境内の様子を歴史的に捉え直すこと、

近世萩藩における天台宗の中本山となっていた同寺が、徳川将軍家の三代目以降の位牌所にもなり、七代目までの二、五基分の位牌が安置されて各追善仏事が勤修されていた時期にあたる。別当は中興二世の弁海ないしは三世の救海の代にあたり、やがて東照宮が境内東側に創建される寛保二年以前の段階でもあった。すなわち近世の水上山が、萩藩や徳川将軍家との関係を梃子として新たな発展期にさしかかった頃の様子がここに描かれていることになる。

本稿では、この両図に描かれた境内の南北軸を踏まえ、北側を描いた「真光院差図」を上とし、南側を描いた「宝乗坊差図」を下として全体像を捉え直した(写真1および図1参照)。縦横の表記もこれに基づく。そこでまずは両図の書誌情報を紹介した後、この全体像を六区画に大別し、上部から順をおってそれぞれ一枚ないしは複数枚の部分写真と各解説図を付しながら、若干の検討を加えることとする。

一、両図の書誌情報

両図のうち「真光院差図」の装訂は、後補のくるみ表紙を付した畳物一舗(折り畳み縦二六・七センチ、横一九・九センチ)となっている。右の表紙の前側左上に付された題簽(素紙)には、「真光院之図(山口水上)」と記す。これを広げると、楮紙打紙十四紙からなる続紙一枚(裏打あり)となっており、法量は最大縦一九六・七センチ、最大幅七九・三センチ。図中上端に付された題簽(黄染

紙)には左側(西方)から「真光院」と記す。

つぎに「宝乗坊差図」の装訂は、後補表紙を前後一枚ずつ付した畳物一舗(折り畳み縦二七・七センチ、横二〇・二センチ)となっている。前表紙の中央に付された題簽(素紙)には、「宝乗坊之図(山口水上)」と記す。これを広げると、楮紙打紙十紙からなる続紙一枚(裏打あり)となっており、法量は縦一一五センチ、最大幅九三・四センチ。図中右側に付された題簽(黄染紙)には右側(東方)から「宝乗坊」と記す。

この両図は、基本的には同筆の紙本淡彩だが、後筆の貼紙や付箋もある。建物群のほとんどは、定規引きの墨線と柱位置を示す墨点とで描かれている。墨点は概ね丸形か四角形かの二種となっており、実際の柱が丸柱か角柱かによって、それぞれに描き分けられたものと考えられる。

各建物には、それぞれの名称や規模を示す注記のほか、建物内部については天井・壁面・建具・床面などに関する情報、建物外部については屋根や外壁のほか、門や塀などに関する情報が、墨書注記によって詳細に付されている。しかも仏壇・神壇・位牌壇などの重要部分は褐色に塗られ、建物内の特定部分には黄色に塗られた箇所もある。但し黄色が無着色かの塗り分け基準については必ずしも明確ではなく、今後の検討課題として残されている。

図中の一部には貼紙や付箋が付されており、貼紙下の情報を抹消したり、別筆の墨書・朱書を書き加えることによって、修正情報や

追加情報が示されている。とりわけ本坊の南門（台所門）内の右手にあった塀と内門のあたりについては、後述のような改修がなされたと見られ、この改修情報を朱書・墨書で記した貼紙には、貼り合わせ目の割印として、同一印面の黒印が上端と下端の二箇所を押捺されている。これと同じ黒印は、「コモリ所」（籠所）の裏側（東側）にも割印として上下に半面ずつ残るが、その間にあったと見られる貼紙は失われている。これらのほか、小さな付箋や貼紙による修正箇所は下宮・本堂・宝乗坊にあり、本堂の東側には貼紙の一枚分が剥落した（あるいは剥がされた）形跡も残る。

なおこの両図には、一部に線描のみの建物や、当時実在したはずなのに描かれなかった建物もある。例えば本坊の南部については、式台や庫裡などと見られる建物群が線描のみとなっており、墨点や注記を伴わない。また境内南部には、仁王門以南から法界門以北のあたりに脇坊群があったはずだが、それらは全く描かれていない。このように、本坊南部の建物群が線描に留まり、宝乗坊を除く脇坊群が描かれなかったのは、これらが「寺惱」⁵ 寺家負担による作事対象であり、「御惱」⁶ 藩費による作事対象ではなかったためであろう。裏を返せば、この両図で詳述されたのは、藩費による作事対象とされていた建物群ということになる。このことから、両図の作成主体や作成事情の一端が窺える。

二、両図に描かれた各部分の概要

(1) 上宮とその周辺

両図の最上部に位置する第一区として、境内北部の妙見社上宮周辺部分を「真光院差図」から抜粋し、写真2に掲載した。図2はそのトレース図である。

このあたりには、左上から順に妙見社の上宮およびその木鳥居、不動水およびその覆屋、そして籠所が描かれている。これらのうち上宮と籠所の位置関係については、明治期に近世段階の境内の様子を回顧して描かれた上述の興隆寺境内絵図によって概ね知られていたが、各建物の様子がこれほど詳細に判明する差図は他見がない。

上宮の遺構については、以前から社殿跡の礎石群が露出しており、一九八六年に山口市教育委員会がこの付近において発掘調査を実施している⁶。不動水と籠所の両遺構については未発掘ではあるが、右の調査に際して、不動水遺構として石敷と石組が確認され、籠所遺構についてはその推定地とされる平坦面とその西面石垣とが確認されている。しかしいずれも、この両図の存在が知られていなかった段階の調査であったことから、将来的には、両図を踏まえた再調査が必要となるだろう。

これら三遺構の位置関係については、右の報告書で地形図上に示されている（図3参照）。この実際の距離感を踏まえると、「真光院差図」に見える建物間の相互間隔については、実際よりも距離を縮

めて描かれた様子が窺える。同様のことは、両図にわたって他の部分でも生じていると考えられるため、他の建物跡の現地比定を試みる場合にもこの点に留意する必要がある。なお三遺構と差図との比較については後述したい。

(2) 下宮とその周辺

両図の第二区として、第一区の左下に続く妙見社下宮周辺部分を「真光院差図」から抜粋し、写真3に掲載した。図6はそのトレース図である。

このあたりには、妙見社の下宮、境内末社の愛宕社・三十番神祠・八幡神祠、そして閼伽井と石鳥居、以上の六施設が描かれており、やはりこれほど詳細な差図は他見がない。下宮と境内末社の位置関係については、上述の興隆寺境内絵図によって概ね知られていたが、本堂裏の閼伽井を描いたものは他見がない。これらのうち下宮跡のみに関しては、上述の報告書において現地比定が試みられているが、その妥当性の再検討や、他の遺構も含めた現地比定については今後の課題である。それぞれの遺構との関係については後述したい。

(3) 本堂および能舞台の周辺

両図の第三区として、第二区の右下に続く本堂および能舞台周辺部分を「真光院差図」から抜粋した上で、まずは本堂のあたりを写真4に、ついでその南面に位置する能舞台周辺部分を写真5にそれ

ぞれ掲載した。図7と図9はそれぞれのトレース図である。

このあたりには、本堂釈迦堂、能舞台とその橋掛と楽屋、雪隠、鐘楼、そして本坊から北に続く練塀が描かれており、やはりこれほど詳細な差図は他見がない。本堂・舞台・楽屋・鐘楼の位置関係については、上述の興隆寺境内絵図によって概ね知られていたが、その舞台は、舞童用としてのちに改められた姿であった。これに先行する能舞台段階の様子は、この「真光院差図」のほか、前稿で紹介した「氷上山境内見へ懸り差図」や「七卿方山口御下り之節御旅館差図」にも描かれている。

以上の遺構については、いずれも所在が確認されていない。本堂跡と鐘楼跡については、上述の報告書において現地比定が試みられているものの、疑問も残るため、^⑨現地比定の再検討についてはやはり今後の課題である。但し本堂の建物については、移築されて現存する。日本堂建物・能舞台・雪隠については後述したい。

(4) 本坊

両図の第四区として、第三区の左下に続く本坊の部分について、北半分は「真光院差図」の左下から抜粋し、南半分は「宝乗坊差図」の左上から抜粋し、この両者を接続した全体像を写真6に掲載した。図10はその概要を示した簡易トレース図である。

この本坊内の建物群と、参道沿いの塀および南北二門の様子については、上述の興隆寺境内絵図によって概ね知られていたが、とり

わけ北側を描くこれほど詳細な差図は他見がない。南部を描く詳細な差図については、前稿で紹介したように、近世後期と明治初期のものが一舗ずつ伝わっている。以上の現地比定についてはまだなされていないが、概ね推定できるため、別稿で試みたい。

なお両図に描かれた本坊のうち、北半分については写真7に掲載して注目したように、ここは徳川將軍家の御靈殿にあたり、その北端には將軍家の位牌壇、中央の仏間には仏壇がそれぞれ描かれ、東南には廊下を挟んで護摩堂が描かれている。

本坊の南半分の建物については、上述のように、ほとんどが線描のみとなっている上に、貼紙による加筆修正箇所がある。そこで修正前の状態として、貼紙の下に覆い隠された本来の筆跡の一部を透写した様子が写真8である。また修正後の現状として、右の貼紙に書かれた朱書および墨書を含めた同一箇所を撮影したのが写真9である。図12と図13はそれぞれのトレース図である。以上から窺える改修の実態については後述したい。

(5) 宝乗坊

両図の第五区として、第四区の右下に続く宝乗坊の部分を「宝乗坊差図」から抜粋し、写真10に掲載した。図14はそのトレース図である。

宝乗坊は、脇坊の一つではあるが、藩主やその代参者が参詣した

際の控所とされたため、脇坊の中では唯一、藩費による作事対象となっていた¹¹⁾。この建物が同図で詳述されているのはそのためと考えられる。このほか、右の脇坊名が宝乗院に改称された十八世紀中葉以降の様子を描く詳細な差図が二舗伝わっており、前稿ではこれらも紹介した上で、合計三期にわたる変遷の様子を明らかにした。

なお「宝乗坊差図」では、湯殿とその隣の雪隠と思われる部分について、貼紙による修正がなされているが、ここには割印がない。また仏壇の位置とその周囲についても、墨書による修正の手が加わっている。これらの修正は、改修結果の反映というよりは、書き誤りの訂正であった可能性が考えられる。この宝乗坊の現地比定についても概ね推定できることから、本坊とあわせて別稿で明らかにしたい。

(6) 境内南部(仁王門・馬立・山王社・法界門)

最後に両図の第六区として、境内の南部にあった仁王門・馬立・山王社・法界門を「宝乗坊差図」の下半分からそれぞれ抜粋した。そのうち仁王門と馬立のあたりを写真11に、その左下の山王社を写真12に、最下部の法界門を写真13にそれぞれ掲載した。

仁王門と山王社に関しては、これほど詳細な差図は他見がない。法界門については、練堀を含めて描いた全体の差図が一舗伝わっている¹²⁾。前稿では、以上を紹介しながら現地比定を試みたため、詳細はそちらに委ねるが、注記も含めた翻刻を略したため、本稿ではそ

それぞれのトレース図を図15～17として紹介する。

三、両図の所見をめぐる若干の考察

前稿では、以上の氷上山境内のうち、宝乗坊以北の様子については十分に検討できなかった。そこで以下では境内北部の様子に関して、両図から窺えることをいくつか指摘しておきたい。

(1) 上宮の遺構との関係

上宮の遺構を対象とした上述の現地調査では、本殿跡とその周囲三方の石垣、本殿下の石段、そしてその石段下の平坦面において、部分的なトレンチと、腐植土除去を中心とする発掘がなされた(図4参照)。この報告書によれば、本殿跡の地面に露出する現存礎石群については、「東側を向く向拝付の一間社流造と思われ、両側と後側に廻廊がまわる」と推定されていた。¹³⁾ところが「真光院差図」に描かれた本殿(写真2)によれば、確かに一間社流造ではあるが、「廻廊」ではなく左右両側のみが高欄つきの切縁が接続し、更にこれらの外周を「板包」が覆っていた様子が判明する。

この様子を現存礎石で確認すると、図中の注記に見える「桁行八尺」「梁行壹丈六寸」という本殿規模は、本来六基あったと見られる礎石のうち二基を欠く中央礎石群の規模と一致する(図2・4・5参照)。このことから、右の中央礎石群こそが、同図に描かれたような本殿の「格子戸」から奥の空間、すなわち「板縁」と朱塗扉

の奥の「神檀」を支えていたと考えられる。また右の中央礎石群の北側と南側に並ぶ礎石列は、本殿左右の切縁を支えていたと考えられ、逆にこの礎石の間隔から考えると、同図に見える切縁は約三尺幅と推測できる。従って、これまで本殿の後側の「廻廊部」と見られていた小ぶりの礎石列については、同図にみえる「板包」遺構の一部として捉え直すことができる。

以上から考えると、同図と現存礎石群は、構造と規模の面ではほぼ一致する様子が窺える。もし実態としても両者が一致するならば、現存礎石群は、少なくとも同図が描かれた十八世紀初頭前後の時期まで遡る遺構となる。但し、中央礎石群の周囲の地下から別の礎石群・柱穴群が出土する可能性も残されているため、結論については将来の本格的調査に委ねたい。

ところで上述の調査時には、礎石群の合間で試掘されたトレンチから、地下の岩盤を掘り込む柱穴群が出土した。この古層の柱穴群については、中世に遡る出土遺物が少ないことから、報告書では「中期の建物とは考えがたい」とされた。ところがこの評価は、柱穴埋土中から出土した銅銭が北宋銭の「紹聖元宝」であるにもかかわらず、これが公鑄銭なのか模倣銭なのかの指摘を欠いたまま断じられており、検討を要する。

そもそもこのあたりは、境内で最も神聖視された空間であったことから考えると、この場に物が遺棄されること自体が稀だったと考えられる。また、岩盤を掘り込んだ柱穴ならば、耐用年数も長いと

考えられ、再建に際して再利用も想定できる。しかもこれより新しい時代の上述礎石群の設置時期は、少なくとも十八世紀初頭前後の時期まで遡る可能性がある。なお、地下岩盤を掘り込む柱穴群に関しては、二〇一〇年に境内南部の山王社跡で同市教育委員会が実施した発掘調査においても出土している¹⁴。これらの柱穴群については、総合的に見地に立って捉え直す必要性が浮上している。

ところで文献史料からの所見によれば、この上宮には、十人の僧侶たちが百座行法を勤修しうる「九間」の規模の施設があったことがわかる¹⁵。おそらくこれは上宮にかつてあった拝殿であろう。ところが、上述の発掘において調査対象とされた本殿前石段下の平坦面はとても狭く、そのような規模の建物があったとは想定しづらく、実際、ここから建物跡の遺構は確認されなかった。そこで改めて現地を踏査したところ、発掘対象の範囲外となった北側には、まだ平坦面が奥に続いているようであり、とりわけ本殿跡を囲む石垣を越えた北側にも、本殿跡と同じ比高の台地状平坦面がまだ続いている(図5参照)。

以上の所見から考えると、中世段階の上宮遺構は、この北側区域も含めた範囲で想定しておく必要があるのではないだろうか。しかも本殿跡の地下岩盤の柱穴配置は、上面遺構の礎石群の配置と重ならないだけでなく、現存する石段の位置とも合わない。この点も含めて、中世段階の上宮遺構については根本の見直しが必要である。

なお上宮遺構からの出土遺物としては、瓦質土器製の数セット分

の狛犬が出土しており、近年、古賀信幸氏や北島大輔氏が注目している¹⁶。本来これらは写真2の板縁か切縁かに置かれていたのである。また同図によれば、本殿の神壇の朱塗扉には「カナグ」があったと記されている。付近から出土した金具と関連する可能性がある。いっぽう同図によれば、上宮の「木鳥居」については、その幅が「八

尺五寸」であった旨が記されている。この記述は、時代が下る近世末期の『防長風土注進案』にも見えることから、この間に規模上の変化が生じなかったことになる。興味深いことに、この鳥居跡と見られる遺構については、上述した本殿前石段下の狭長な平坦面から、それと覚しき二穴一对のピットが検出されている(図4・図5参照)。右の両ピット間が二・八メートルというのは、「八尺五寸」よりもやや広めかもしれないが、鳥居の幅はどの位置で測定するかによって数値も異なるため、やはりここが現地比定の有力候補であろう。但し、右の両ピットから奥側(西側)に一メートル余り離れたあたりに、参道北側から別のピット一穴が検出されている。ここがもう一对の鳥居跡であった可能性も指摘されていることから(この南側の石造物の下は未発掘)、比定地としてはこちらと考える余地も残されている。

(2) 不動水と籠所の遺構との関係

不動水と籠所については、上述のように未発掘のため、礎石や柱穴などがまだ確認されていないが、写真2からは、それぞれの上

構造の様子が具体的に窺える。このうち不動水には、同図によれば、小さな板葺屋根の覆屋があったことがわかる。差図に描かれた覆屋の向きはおそらく実態を反映していたと考えられ、西側を通る南北の参道に向かって、西向きに格子戸を開く構造だったと見られる。なお『氷上山秘奥記』上によれば¹⁷、この不動水こそが「氷上山」の名の由来となったとする所伝を伝えると共に、ここには額がかかっていた様子が窺える。この額について同書は、大内盛見が応永三十四年（一四二七）の上宮社参を契機とし、別当に命じて掛けさせたものという所伝もあわせて伝えている。

籠所についても、同図に描かれた向きは、同様に実態を反映していたと考えられ、参道側の西面南側に開く戸より入る構造となっていたと見られる。南側の板敷の間には、三口の竈と見られるものが描かれており、ここで湯などを沸かしていたのであろう。北側の板敷の間には、北奥に壇が設けられており、ここに護法神祠が安置されていた可能性が考えられる。

なお上述のように、同図に描かれた籠所の奥側（東面）には、貼紙が剥落した痕跡がある。恐らくこの貼紙は、ここに記された瓦葺の庇に関する注記を抹消しようとしたものか、あるいはそこを何らかの形に改修した後の情報を書き加えようとしたものか、いずれかであろう。なお籠所のこの段階の屋根は、基本的には篠葺となっておりが、右のように庇部分には瓦が使用されていることから、現地で瓦が出土する可能性が高い。

(3) 下宮やその周辺の遺構との関係

「真光院差図」に見える下宮（写真3）については、いわゆる「楼拝殿」という山口周辺の社殿で特徴的に見られる楼門状の拝殿を伴っている。これは、現在地に移転して鎮座する妙見社の社殿の構造と酷似している。このことから、現存する妙見社の社殿は、下宮を継承した建築遺構と考えられる。

なお同図によれば、この下宮の東側、八幡神祠の更に東側に小さな四角が描かれ、この中に丸印を付した「水」の字が記されている。これが『氷上山秘奥記』上に見える「本堂後関伽井」にあたると思われる¹⁸。同書によれば、寺僧が加行の百二十日間、毎朝寅刻にこの水を汲んで仏前の関伽としていたという。上述の通り、この関伽井を描いたものは同図のほかにも他見がない。しかもこの井戸は、地中深く掘りこまれていたと考えられることから、発掘調査によってこの遺構が検出される可能性は高い。この所在が確認されれば、周辺の諸施設、とりわけ本堂跡の現地比定に際して重要な指標となるだろう。今後の調査に期待したい。

また同図によれば、関伽井の右上、釈迦堂から見れば真後にあたる位置に、石鳥居が描かれている。この位置は籠所にも近いように描かれているが、関伽井は麓側にあったと考えられ、籠所の跡はそのあたりから二百メートルほどの山道を登ったあたりに位置する。要するに石鳥居の位置は、同図から受ける印象（写真1・図1参照）とは異なり、この二百メートルもの長い参道のどこかということに

なる。なお『防長風土注進案』¹⁹⁾所収の「御堀村志」のうち「氷上山妙見社」の条によれば、「上宮」に関して「宝殿」「木鳥居」「不動水」「籠所」の記述と共に、「石鳥居（向四尺）」という記述がある。これによれば、あたかも山道を登った籠所の近くにあったようにも一見思えるが、上述した明治期の興隆寺境内絵図によれば、本堂裏の山麓のあたりに鳥居のようなものが描かれている。後者に注目すれば、この小規模な石鳥居は、籠所側ではなく麓側、すなわち本堂の裏から上宮へと向かう参道の登り口にあった可能性が考えられる。

(4) 本堂の移築建物と能舞台

氷上山の本堂の釈迦堂については、明治十五年（一八八二）にこの建物が山口市の大殿地区にある龍福寺に売却され、その新本堂とされたことで知られる。戦後には、この建物の創建時期が中世に遡る可能性があるということで、国指定重要文化財に指定された。「真光院差図」に描かれた差図（写真4）は、この建物の近世中期段階における実態を伝える史料として、とても貴重である。注記に見えらる七間五尺一寸四方の規模については、『防長風土注進案』によっても知られていた。しかしこの数値は、建物の規模が大きく、柱間の間隔が広くとられたことによる実寸表記であり、差図上では、丸柱からなる柱間五ヶ間四方として描かれている。現存する龍福寺本堂と比較すると（図8参照）、仏壇とその位置の北庇側への移設や、その背面の切縁周辺における増改築、そして東西の階Ⅱ「カンキ

（Ⅱ雁木）」の位置の変更などが生じているが、これら除けば、両者は柱間五間四方の基本構造において概ね一致する様子が裏づけられる。

この龍福寺本堂として現存する建物は、老朽化対策と耐震補強の必要から、二〇〇五年以来、文化庁・県・市の補助を受けて全解体修理がおこなわれている。この間、当地が大内氏館跡でもあることから、地下遺構の発掘調査が実施された上で埋め戻され、その上に修復済みの本堂が再び組み立てられ、現在はその屋根の葺き替え段階となっている。この修復事業を担当した財団法人文化財建造物保存技術協会九州支部の龍福寺本堂設計監理事務所所長高橋好夫氏の御教示によれば、堂内の内陣の丸柱には、龍福寺に移築される以前にあった古い須弥壇との接触痕跡が発見されたという。²⁰⁾その位置を写真4と照合したところ、図中の仏壇の様子とまさに合致していた（図8参照）。修復事業では、右の痕跡のほかにも移築前段階の様子を示す興味深い諸事実が次々と明らかになっており、随時パネル展示などの形で公にされている。それらの諸成果の詳細については、高橋氏の本格的な御公表に期すところである。

なお修復後の龍福寺本堂は、修復前の棧瓦葺を改め、檜皮葺に葺き替えられつつある。近世末期の『防長風土注進案』などによれば、確かに檜皮葺であった様子が窺えるが、近世中期の「真光院差図」では、写真4にあるように「屋根瓦フキ」と記されている点、注目される。

いっぽう「真光院差図」において、本堂の南に描かれた舞台（写真5）は、その構造から見ると明らかに能舞台であり、しかも北向きに建てられていた様子が窺える。もちろんこの向きは、本尊の諸仏や北方に鎮座する妙見神に対する奉納を本旨としたためであろう。ここで能が演じられた際には、本堂はその観覧のための正面席や中正面席としても利用されたと考えられる。この能舞台の前身となる中世段階の舞童用の舞台についても、恐らく同様のありようが想定できる。

（5）本坊の改修と氷上山境内の湯殿

上述のように、「宝乗坊差図」に描かれた本坊には、改修がおこなわれた後の修正情報（貼紙）によって加筆されている。その箇所は、本坊の中央付近に当たり、本坊の南門（台所門）から入って、西方の式台に至るまでの右手（北側）にあたる。この貼紙の下に覆い隠された本来の筆跡（写真8）によれば、「宝乗坊差図」が描かれた段階においては、ここに瓦葺の塀が東西軸で続き、式台の近くに幅五尺五寸の「平中門」が開き、この門を北に入って右手に、独立棟の二人分の雪隠（後述）があった様子が窺える（図12）。

ところが、貼紙に記された朱書の加筆部分（写真9）によれば、いつしか右の瓦葺塀が撤去されて板壁に改められ、この板壁の北側に沿って東側から、まず湯殿、その西隣に一人分の雪隠、更にその西隣には一人分の小便所が設けられた様子が窺える（図13）。以前

に描かれていた独立棟の雪隠が貼紙下に隠されている様子から、湯殿の脇にこれが移設され、そのうち一人分が小便所に改められたと考えられる。なお、板壁の南側に設置された腰懸は、恐らく右の湯殿に入ろうとする人々のために設けられた待合所と考えられる。その西側の式台近くに開いていた門は、規模を縮小して「小門」となっている。湯殿に向かう人々は、恐らくこの門から入って右に折れ、小便所と雪隠の前の「土地」＝土間を通過したことであろう。

要するに右の改修は、湯殿の新設が主旨だったと考えられる。なお十八世紀初頭前後にこの「宝乗坊差図」が描かれた後、元文五年（一七四〇）前後の時期に成立したと前稿で推定した「氷上山境内見へ懸り差図」^[2]にも、同様の箇所に「腰懸」と「小門」の墨書注記が見える。このことから、湯殿が新設されたのは、「氷上山境内見へ懸り差図」成立以前の段階だったと考えられる。

ところで湯殿に関しては、宝乗坊の奥にも四畳半の規模のものが描かれており（写真10）、ここには「御湯殿」という敬意を込めた注記がなされている。しかもこの屋根は檜皮葺であり、屋内から板敷の廊下を通じて入浴する構造となっている。以上から考えると、宝乗坊の湯殿は、ここを参詣時の待機所とした藩主またはその代参者などの利用も想定されていた可能性がある。

これに対し、本坊で新設された「湯殿」には、「御」の字が付されていない。しかも屋外の腰掛がその待合所とみられ、湯殿に入るにはそのまま土間を通過する構造となっている。以上から考えると、

本坊に新設された湯殿は、一般向けの施浴を意識した湯殿だった可能性が高いと言える。

なお本坊に居住していた別当らが普段に利用していた湯殿は、ここではなく別にあつた可能性が考えられる。事実とすれば、その所在地としては「宝乗坊差図」の線描のみで描かれた建物の奥側が想定され、恐らくそれは宝乗坊のものと同様の構造だったと考えられる。²²⁾

(6) 氷上山境内の雪隠

両図に描かれた範囲の氷上山境内には、上述のように、雪隠が合計四箇所描かれている。一つ目は能舞台楽屋裏の雪隠(写真5)、二つ目は前節で明らかにした本坊内の中庭にあつた移設前の雪隠(写真8)、三つ目は本坊湯殿の西隣に移設された雪隠(写真9)、そして四つ目は宝乗坊の雪隠である(写真10)。このような氷上山境内の雪隠については、むしろ文献史料に記されることは稀であり、前稿で紹介した差図群においても一部でしか確認できない。しかも能舞台楽屋裏と本坊内中庭にあつた雪隠については、この両図以外に他見がなく、史料としてとても貴重と言える。

能舞台楽屋裏の雪隠については、瓦葺の独立棟であり、規模は南北八尺七寸、東西四尺七寸として描かれている。北側と南側にそれぞれ出入口らしきものが描かれ、二室に仕切られた内部には、それぞれの中央に便器部分と覚しき長方形が一つずつ描かれていること

から、合計二人分の設営になっていた様子が窺える。つまり一人分は約四尺半四方の広さとなる。

本坊内の移設前の雪隠についても、ほぼ右と同様の構造となっていることから、ここにその旨の注記がなくとも雪隠だと判明する。広さの詳細は不明だが、描かれた実寸と比較すると、能舞台楽屋裏の雪隠の縦横とはほぼ相前後するサイズで描かれている。上述の通り、本坊内の湯殿の新設に伴って、右の独立棟の雪隠が湯殿の隣に移設され、その片側が小便所に改められた。この広さの詳細も不明だが、描かれた実寸で比較すると、移設によって規模が縮小した感がある。

いっぽう、宝乗坊の奥に描かれた「御湯殿」付近を見ると、その北隣の一室の中央に、やはり便器部分と覚しき長方形が一つ描かれている。この様子から、これも雪隠のようであり、こちらは一人用だったと考えられる。その屋根は湯殿と同棟の檜皮葺と見られ、やはり屋内から板敷の廊下を渡ったところの突き当たりに、湯殿の戸と並んで雪隠の戸が描かれている。雪隠に入室すると、内部は一間(萩藩では六尺五寸)四方、つまり前三者より広めの空間となっており、東側に連子窓が一つ付いていた様子が窺える。上述の通り、宝乗坊は藩主が参詣した際の待機所となるが、ここを御厠として利用することが想定されていたかどうかについては、専用の可動式トイレを使用した可能性も考えられるため、定かではない。しかし少なくとも前三者の雪隠とは異なり、ここが一定以上の身分にむけた仕様となっていたことは間違いない。

以上の雪隠は、少なくとも前三者については、地中を掘り込んで設営されていた可能性が考えられる。つまり地下遺構が破壊されてさえいなければ、今後の発掘調査によってはこれらの遺構が発見される可能性が高い。その意味においても雪隠に関する情報は、井戸に関する情報と並んで注目に値する。

なお両図には描かれていないが、「宝乗坊差図」の線描で描かれた本坊の建物の奥側にも、上述のような湯殿があったとすれば、雪隠もそこに併設されていた可能性が考えられる。事実とすれば、やはりそれは宝乗坊と同様のものだったであろう。⁽²³⁾

むすびにかえて

本稿では、「真光院差図」「宝乗坊差図」に描かれた氷上山境内の様子を紹介しながら、各建物の遺構や現地比定との関係を意識しながら検討した。また両図に描かれた境内の井戸・湯殿・雪隠にも目を向けると共に、描かれなかった領域も含めた検討を加えた。氷上山の旧境内を復元的に捉える上で、この両図が格好の史料であることは、おわかりいただけたであろう。

氷上山の旧境内の堂社群については、ほとんどが失われ、遺構の所在さえ必ずしも充分に明らかにされていない。一方で近年の現地では、宅地化と世代交代が進みつつあり、遺構の解明に困難な時代を迎えようとしている。他方で、近世段階の氷上山に関する研究は立ち遅れており、文献史料が存在するにもかかわらず、一般に認知

されてこなかった現状は極めて危うい。実態解明が充分になされぬまま、「何も残っていない」と見なされ、遺跡としての価値が軽視され、破壊につながるような悪循環は回避せねばなるまい。本稿が今後の調査や保護の一助となればと切望する次第である。

今後の課題としては、前稿で論じ残した旧境内北部について、諸堂社跡の現地比定を検討しており、本稿はその前提作業でもあった。かつて当該範囲にあった東照宮については両図に描かれていないため、本稿では触れられなかったが、旧本堂建物と同様にこの建物も移築されて現存する（山口市築山神社）。そこでこの東照宮の再検討もおこなった上で、旧境内北部の建物群や堀に関する具体的な規模を踏まえ、機会を改めて現地比定案を明らかにしたい。

(1) 山口県立山口県文書館蔵毛利家文庫五八絵図一〇六六、真光院差図、および同絵図一〇六七、宝乗坊差図。

(2) 河野通毅編（旧大内村委嘱）『大内村誌』（大内公民館、一九五八年、のちマツノ書店より一九八八年復刻）。平瀬直樹「大内氏の妙見信仰と興隆寺二月会」（『山口県文書館研究紀要』一七、一九九〇年）、拙稿「周防国氷上山興隆寺の境内絵図と差図」（中野玄三・加須屋誠・上川通夫編『方法としての仏教文化史―ヒト・モノ・イメージの歴史学』勉誠出版、二〇一〇年）参照。

(3) 前掲註(2) 拙稿。

(4) 近世氷上山の概要と歴代別当に関しては、前掲註(2)『大内村誌』参照。氷上山に安置された徳川將軍家の歴代位牌に関しては、『氷上山秘奥記』上巻に見え、この史料については拙稿「氷上山秘奥記翻刻并解題(一)」(『やまぐち学の構築』三、二〇〇七年)参照。氷上山東照宮とその創建経緯については、中野光浩『諸国東照宮の史的研究』(名著刊行会、二〇〇八年)参照。

(5) 山口県立山口県文書館編『防長風土注進案 十二 山口宰判上』(山口県立図書館、一九六〇年)所収「御堀村志」の「天台宗氷上山興隆寺真光院」条には、同寺の諸堂舎ごとに「公儀御修理」と「寺家宮作」の区別が記されている。

(6) 山口市埋蔵文化財調査報告書第二十五集『大内氏関連遺跡分布調査』山口市教育委員会、一九八七年。

(7) 山口県立山口県文書館蔵毛利家文庫五八絵図一〇三六、氷上山境内見へ懸り差図。

(8) 山口県立山口県文書館蔵毛利家文庫五八絵図五六七、七卿方山口御下り之節御旅館差図のうち第一紙目「氷上山真光院境内略図」。

(9) 前掲註(2) 拙稿における指摘を参照。

(10) 山口県立山口県文書館蔵毛利家文庫五八絵図一〇六四、氷上山御靈殿より続キ之屋鋪寺惱之所差図、同絵図一〇六三、明治三年(一八七〇)七月、氷上山本坊方丈庫裏中客殿差図。

(11) 前掲註(5)『防長風土注進案』。

(12) 山口県立山口県文書館蔵毛利家文庫五八絵図一〇六五、氷上山大門左右煉り堀共二差図。

(13) 前掲註(6)書。

(14) 山口市教育委員会文化財保護課の佐藤力氏担当調査。佐藤氏には現地で種々御教示をいただいた。

(15) 「上宮九間」については、文明十八年(一四八六)多々良龜童丸(大内義興)氷上山妙見上宮社参目録(『山口県史 史料編中世3』山口県文書館蔵興隆寺文書七八)に見える。

(16) 北島大輔「山口市興隆寺妙見社上宮跡出土の狛犬」(『山口考古』二九号、二〇〇九年)。

(17) 前掲註(4)『氷上山秘奥記』上。

(18) 前掲註(4)『氷上山秘奥記』上。

(19) 前掲註(5)『防長風土注進案』。

(20) 二〇〇六年十一月一八日、山口市教育委員会文化財保護課主催の「重要文化財龍福寺本堂保存修理現場見学会」における高橋好夫氏の御解説に基づく。

(21) 前掲註(7)氷上山境内見へ懸り差図。

(22) 前掲註(10)氷上山本坊方丈庫裏中客殿差図によれば、本坊には門の近くの「湯殿」とは別に、本坊の西奥にも「湯殿」が描かれ、書院と廊下でつながっていた様子がわかる。またこの湯殿に隣接して、雪隠および小便所と見られる図も描かれてい

る。

(23) 前掲註(22) 参照。

(付記) 本稿掲載の図版について、山口県立山口県文書館には真光院差図・宝乗坊差図の撮影許可と掲載許可の御高配を賜った。また山口市教育委員会および同文化財保護課、龍福寺御住職林達哉氏、高橋好夫氏には、図版転載許可の御高配を賜った。記して謝意を表したい。

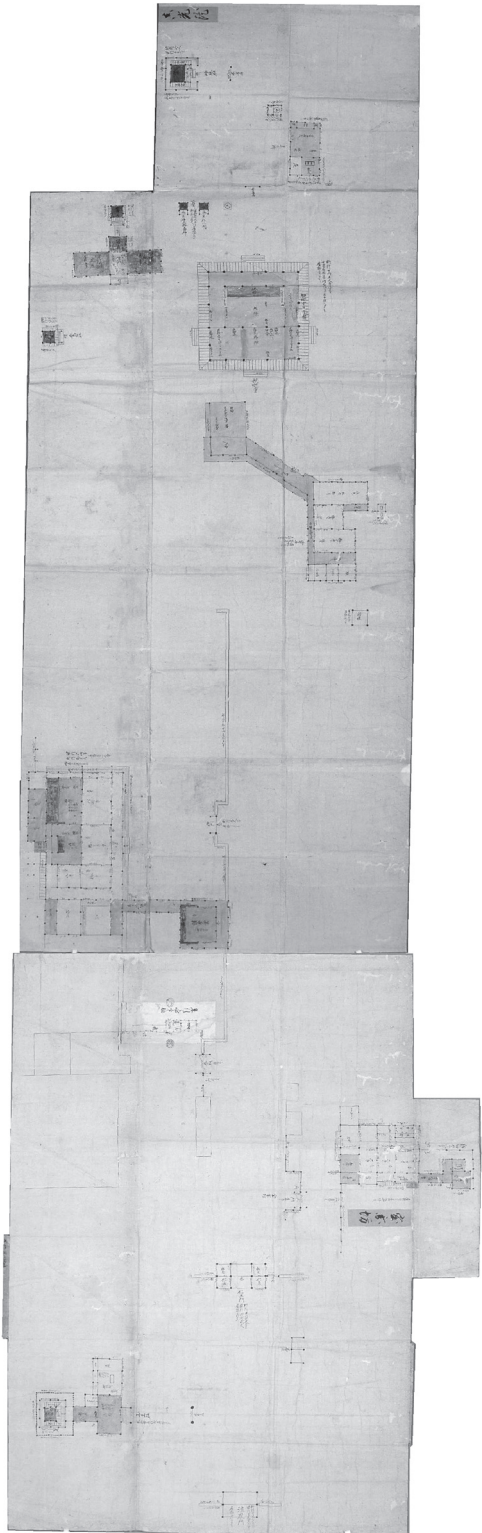


写真1 真光院差図と宝乗坊差図

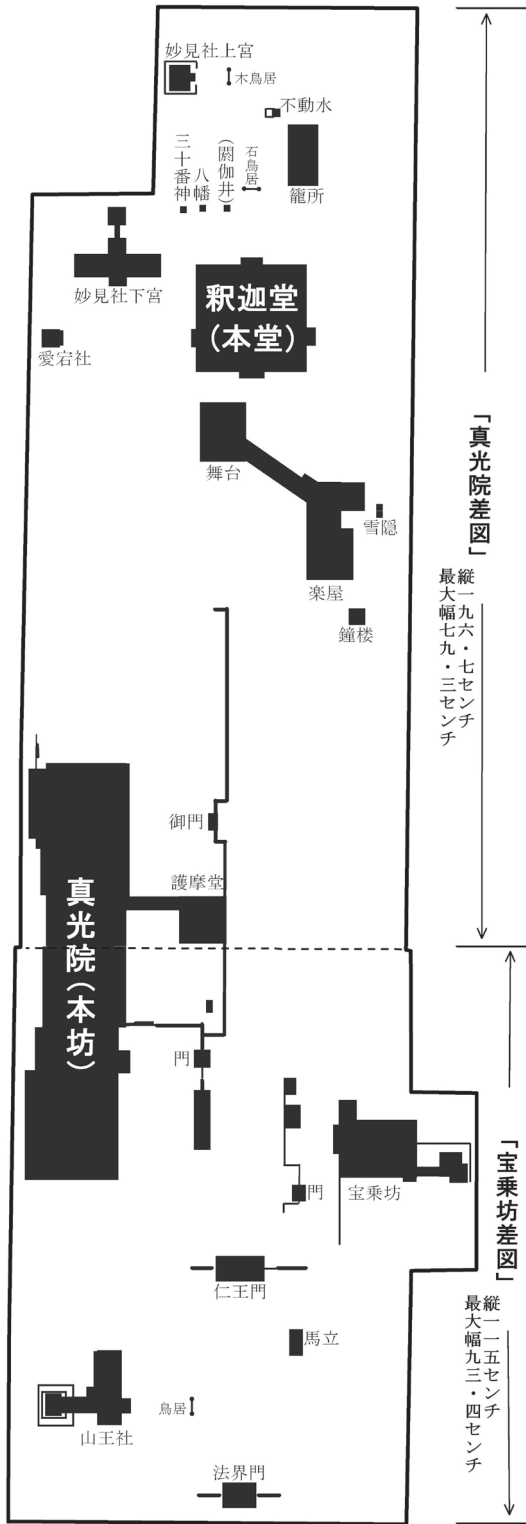


図1 真光院差図と宝乗坊差図（写真1）解説

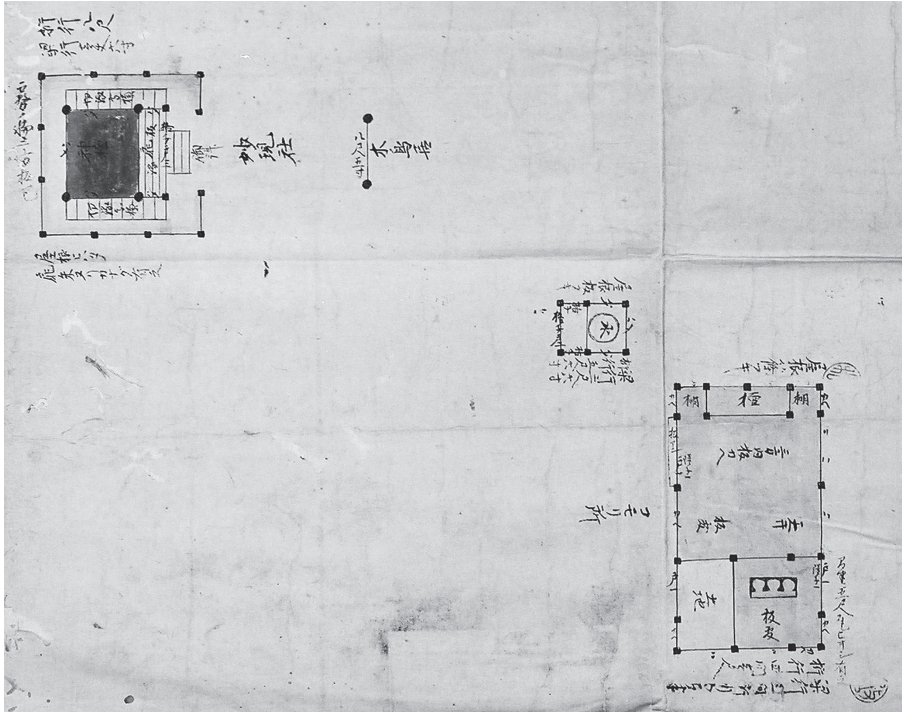


写真2 妙見社上宮周辺部分図

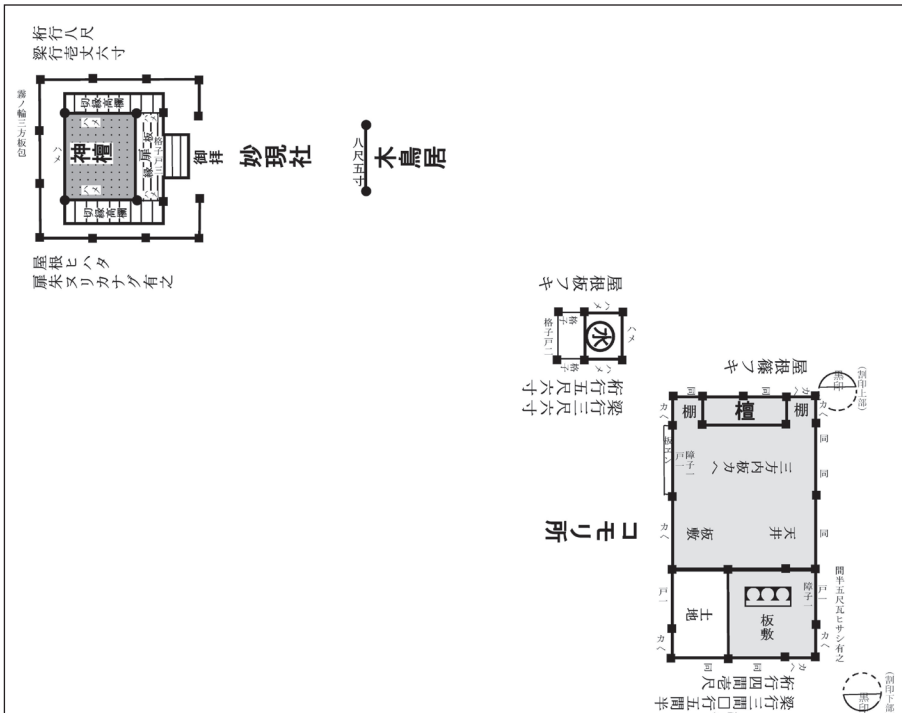


図2 妙見社上宮周辺部分図（写真2）解説
 （濃い網掛は褐色箇所、薄い網掛は黄色箇所、以下同じ）

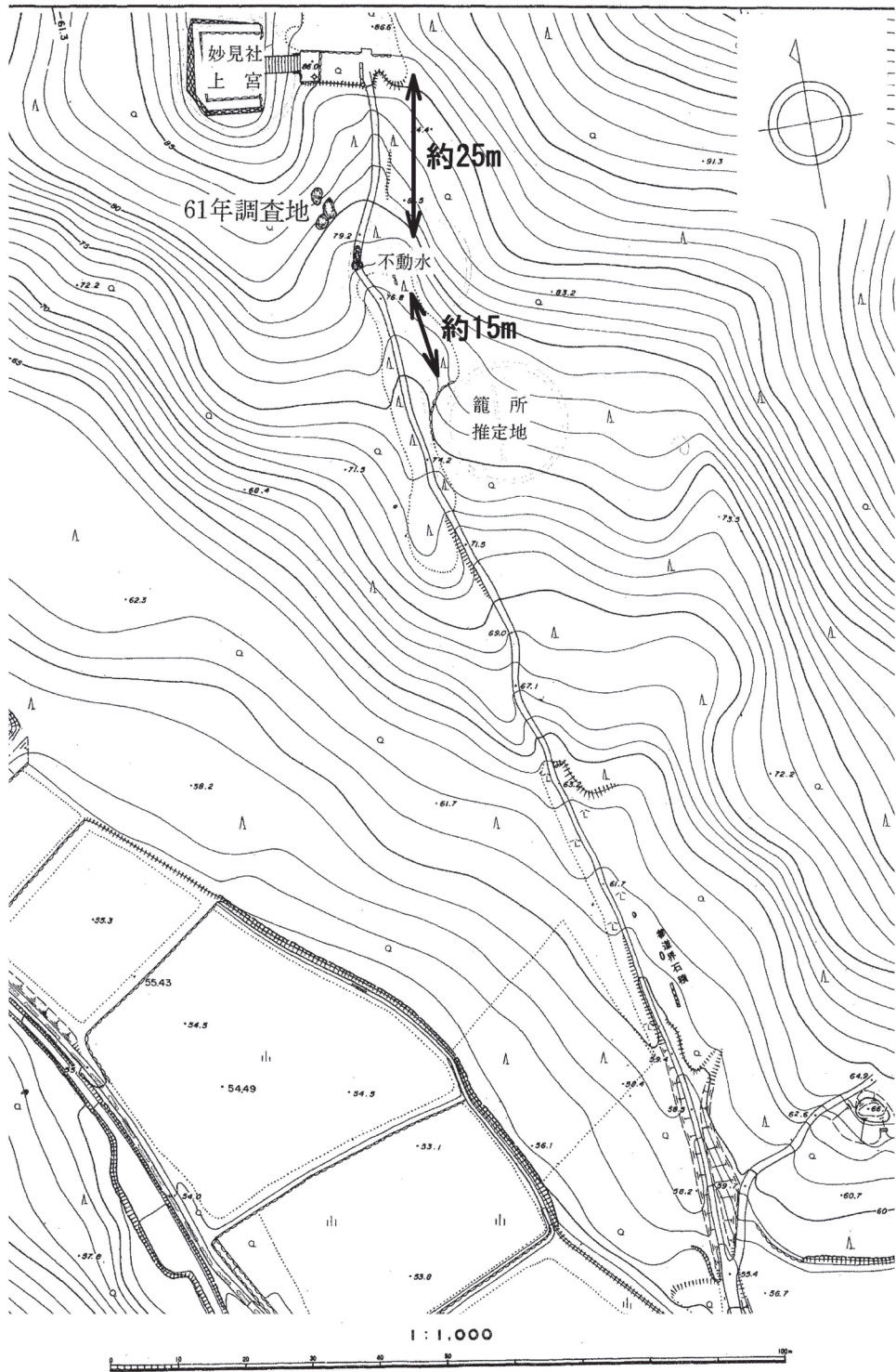


図3 妙見社上宮周辺の遺構配置

備考：『大内氏遺跡関連分布調査』付図1「興隆寺址推定地」（山口市教育委員会提供）に加筆



図4 上宮の遺構

備考：『大内氏遺跡関連分布調査』所収第2図より転載（山口市教育委員会提供）

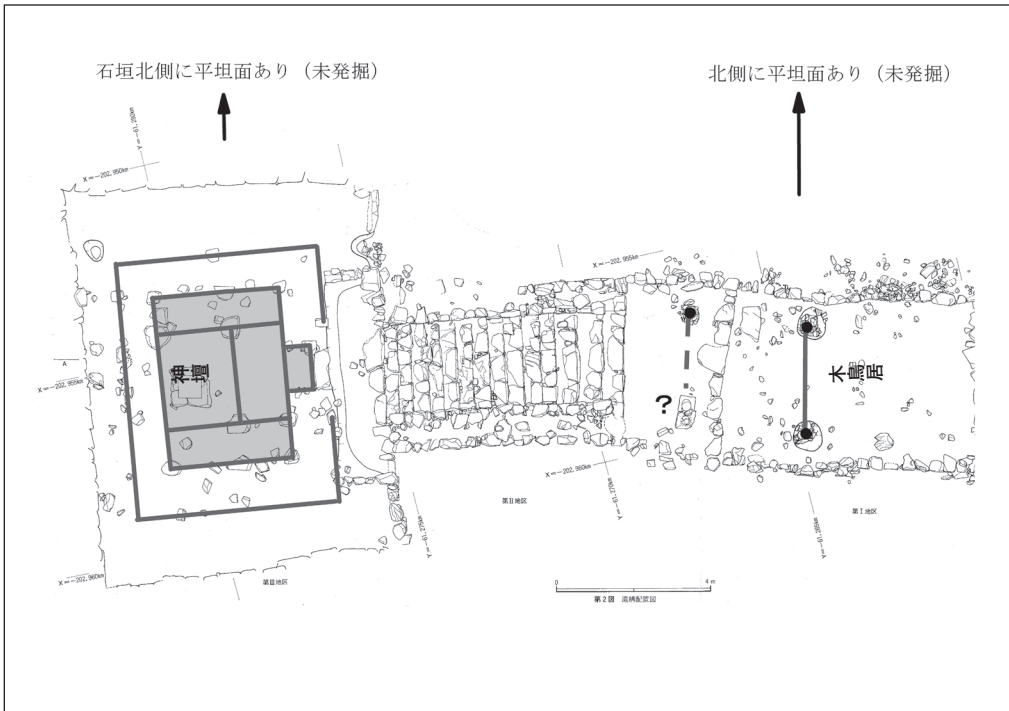


図5 上宮遺構と「真光院差図」（図4に復元案を加筆）

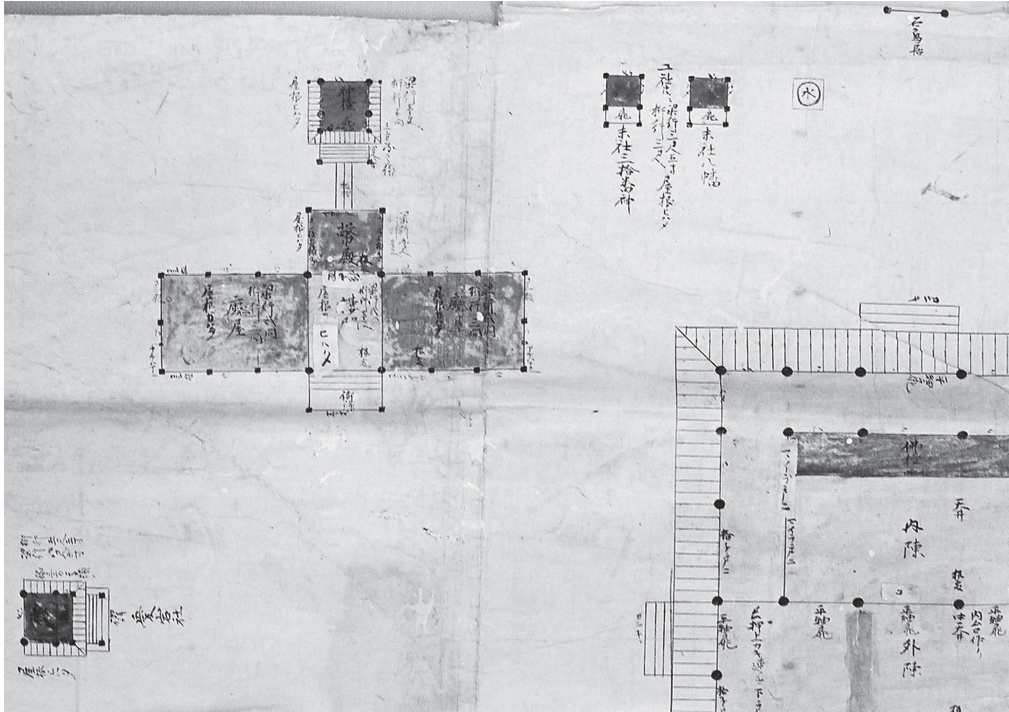


写真3 妙見社下宮周辺部分図

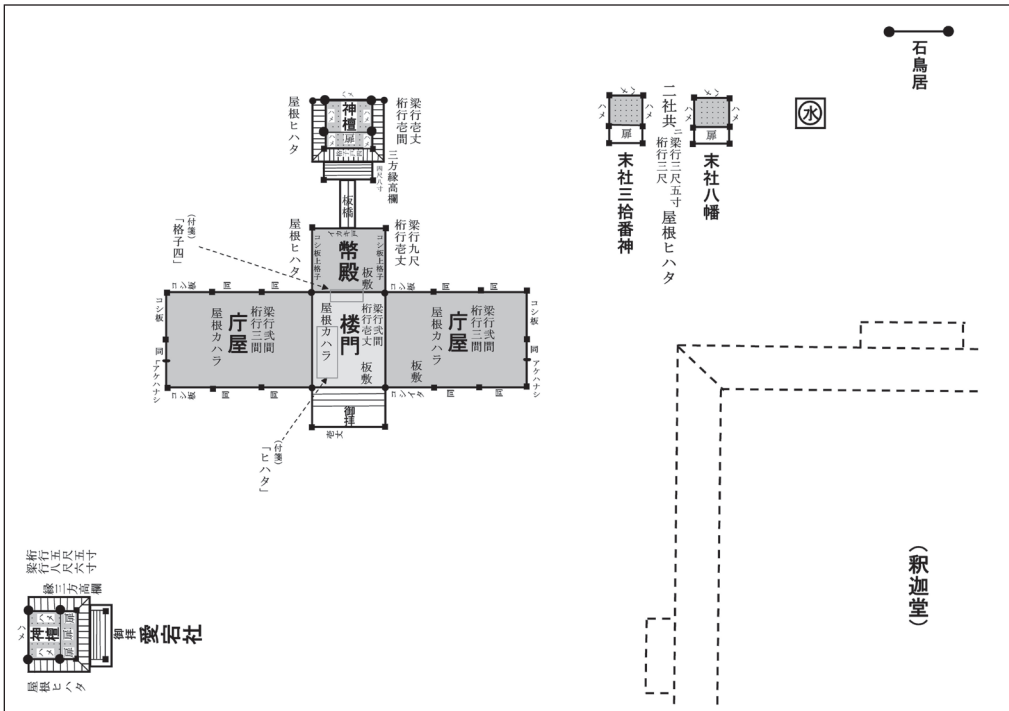


図6 妙見社下宮周辺部分図（写真3）解説

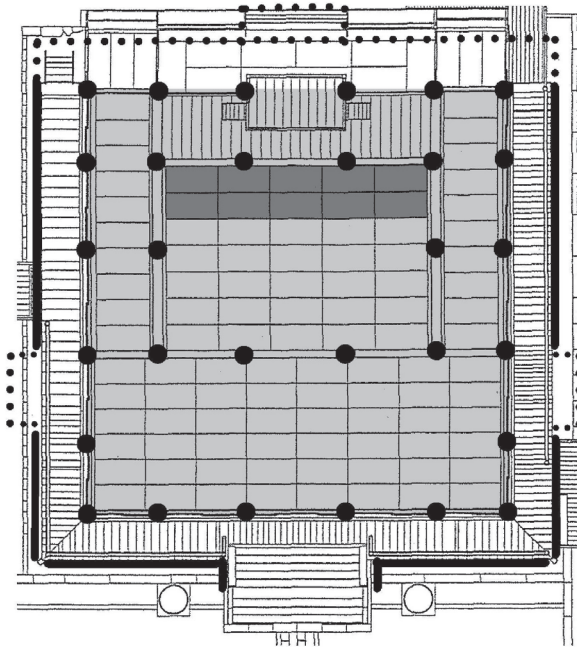
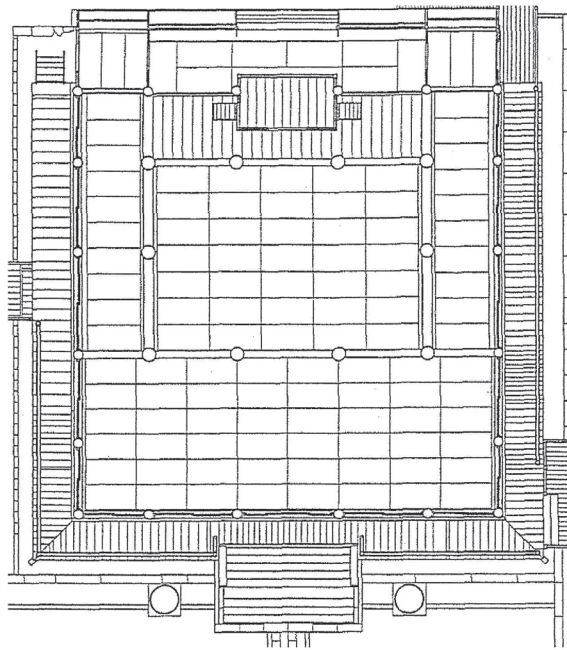


図8 龍福寺本堂と「真光院差図」

備考：上図は2006年山口市教育委員会文化財保護課主催「重要文化財龍福寺本堂保存修理現場見学会」配布資料より転載（龍福寺提供）。

下図はこれに加筆（図7に基づき、黒丸・実線・点線・網掛部分を加えた）。

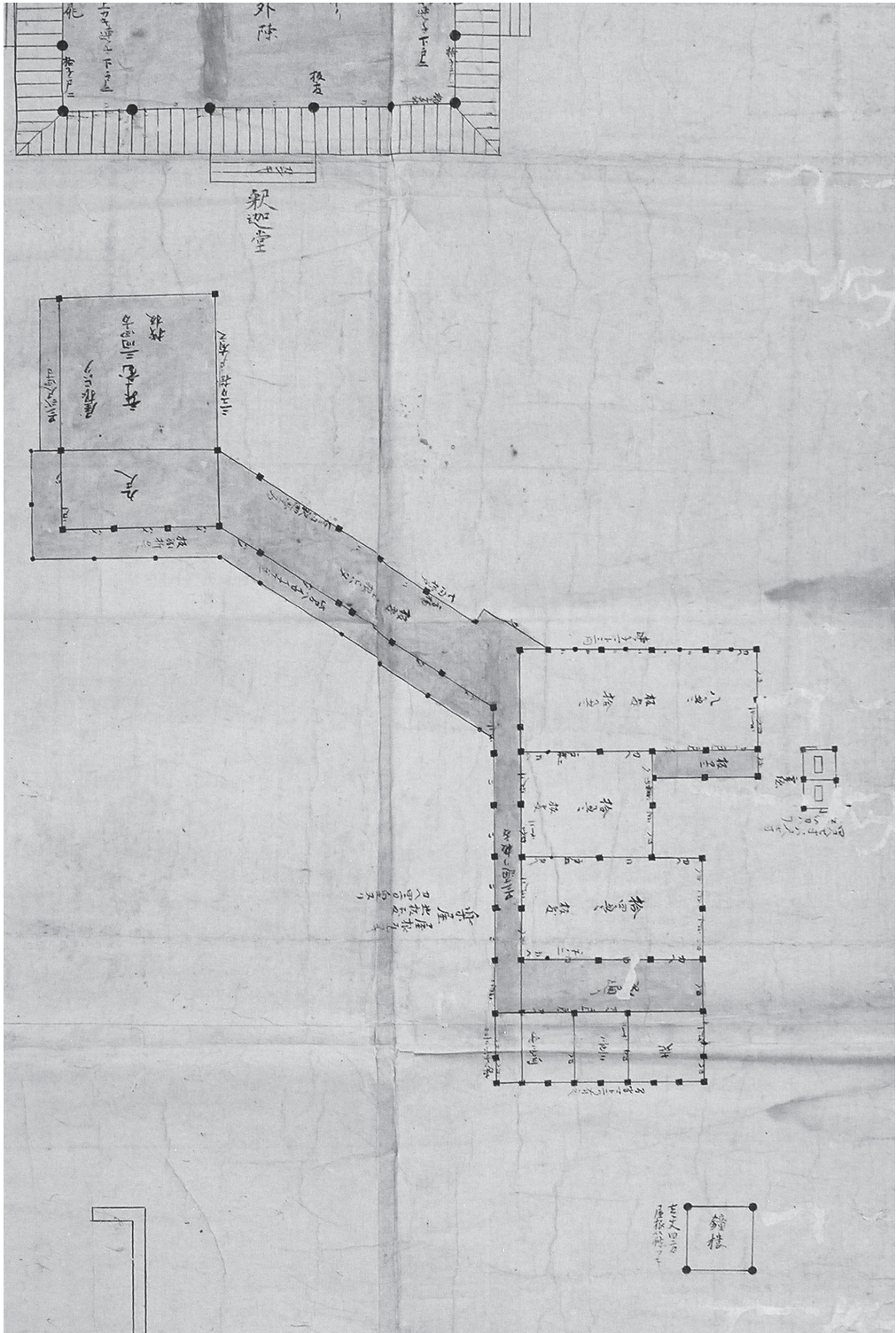


写真5 舞台周辺部分図

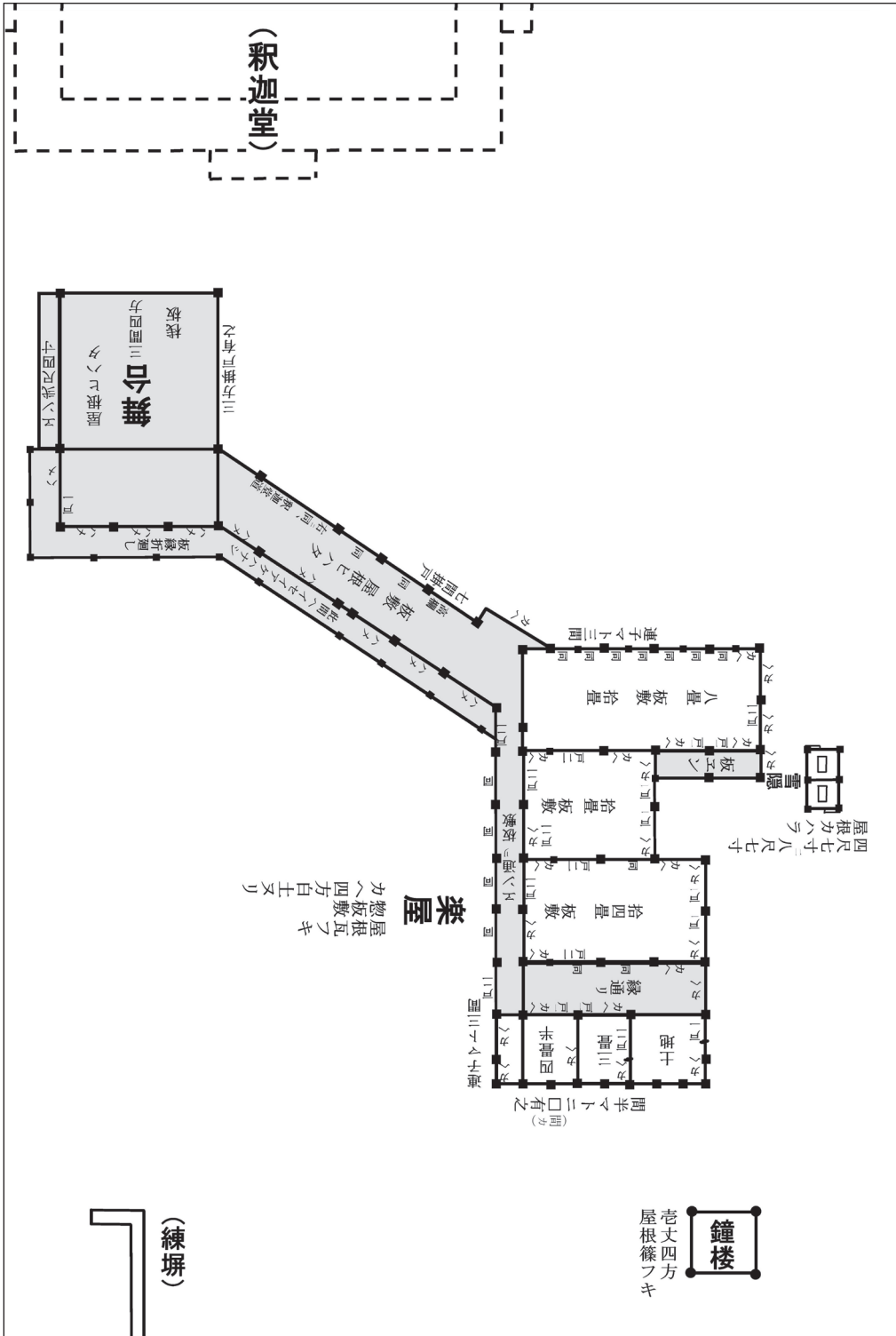


図9 舞台周辺部分図（写真5）解説

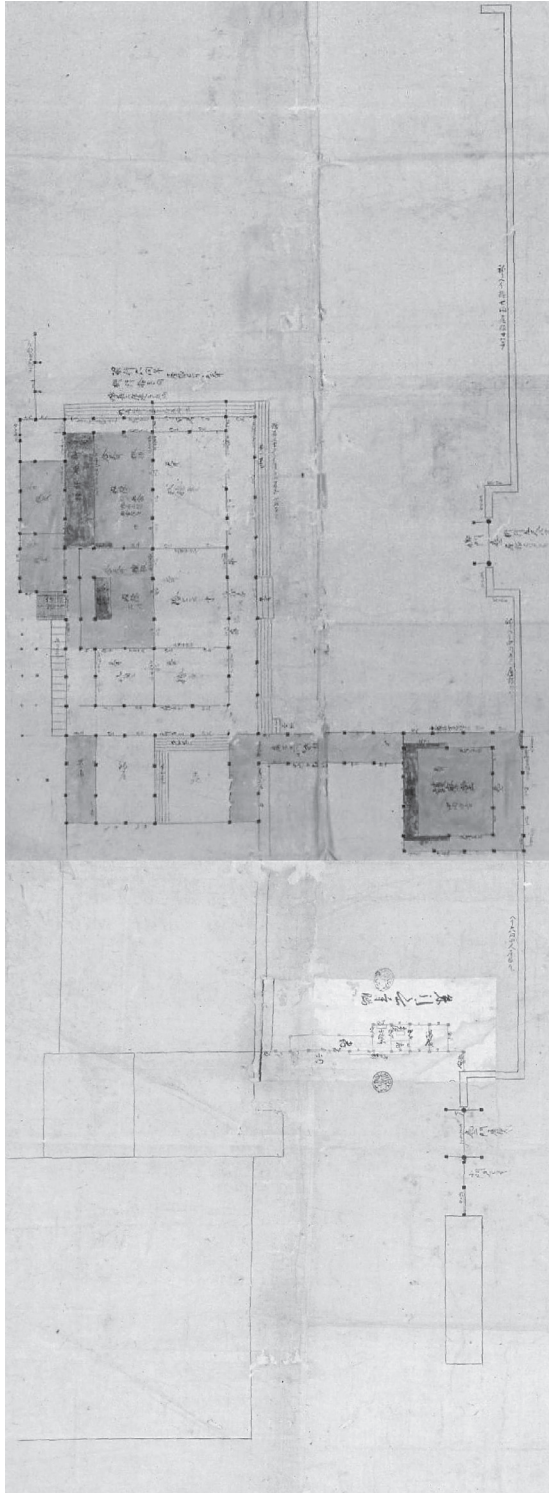


写真6 本坊部分図

備考：上部は真光院差図の一部、下部は宝乗坊差図の一部

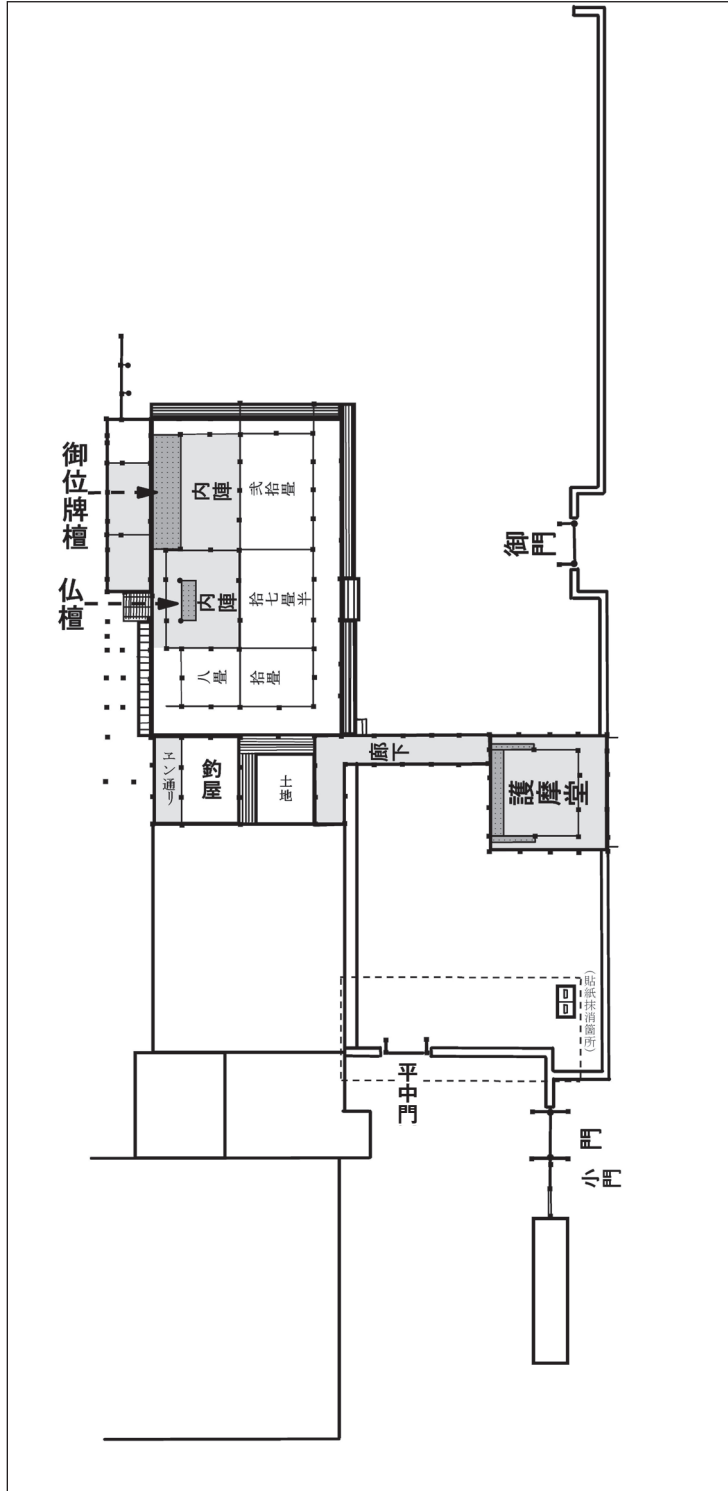


図10 本坊部分図（写真6）解説
 （但し貼紙修正以前の旧状）

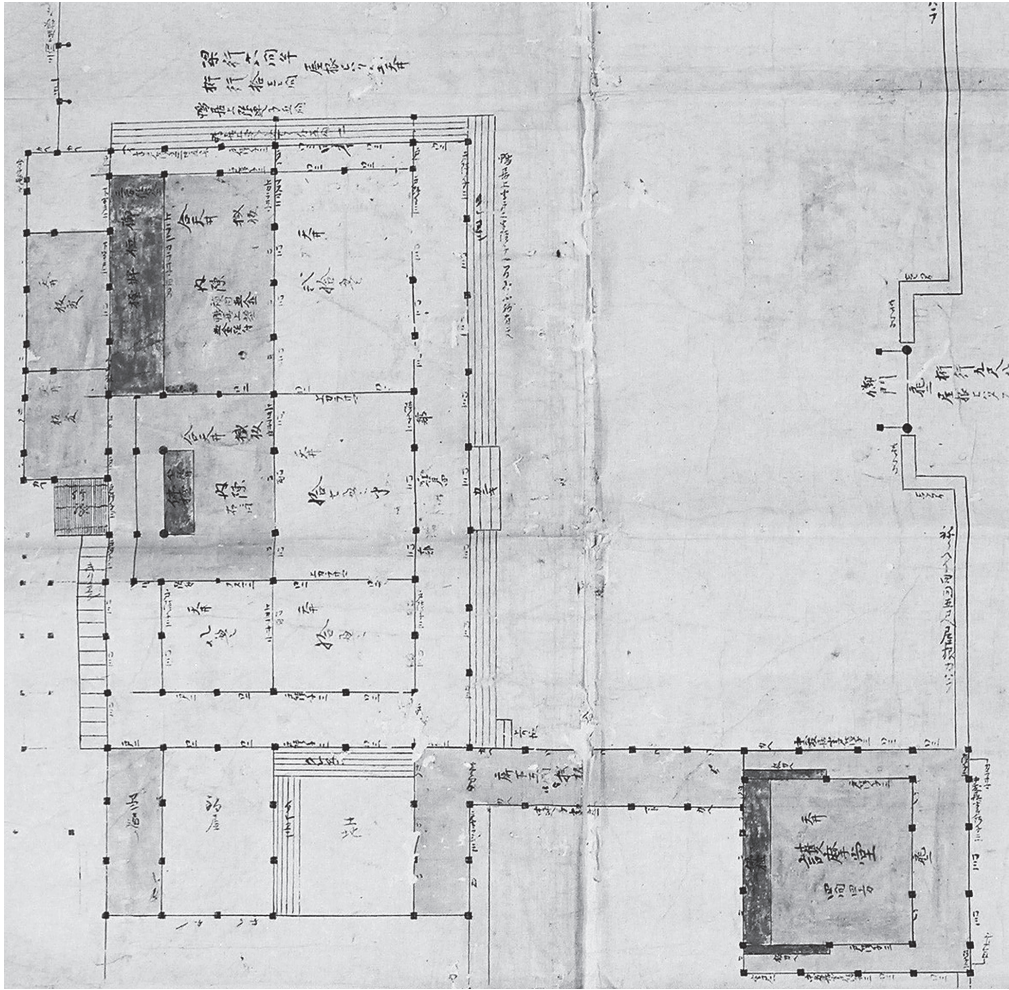


写真7 本坊北部拡大図

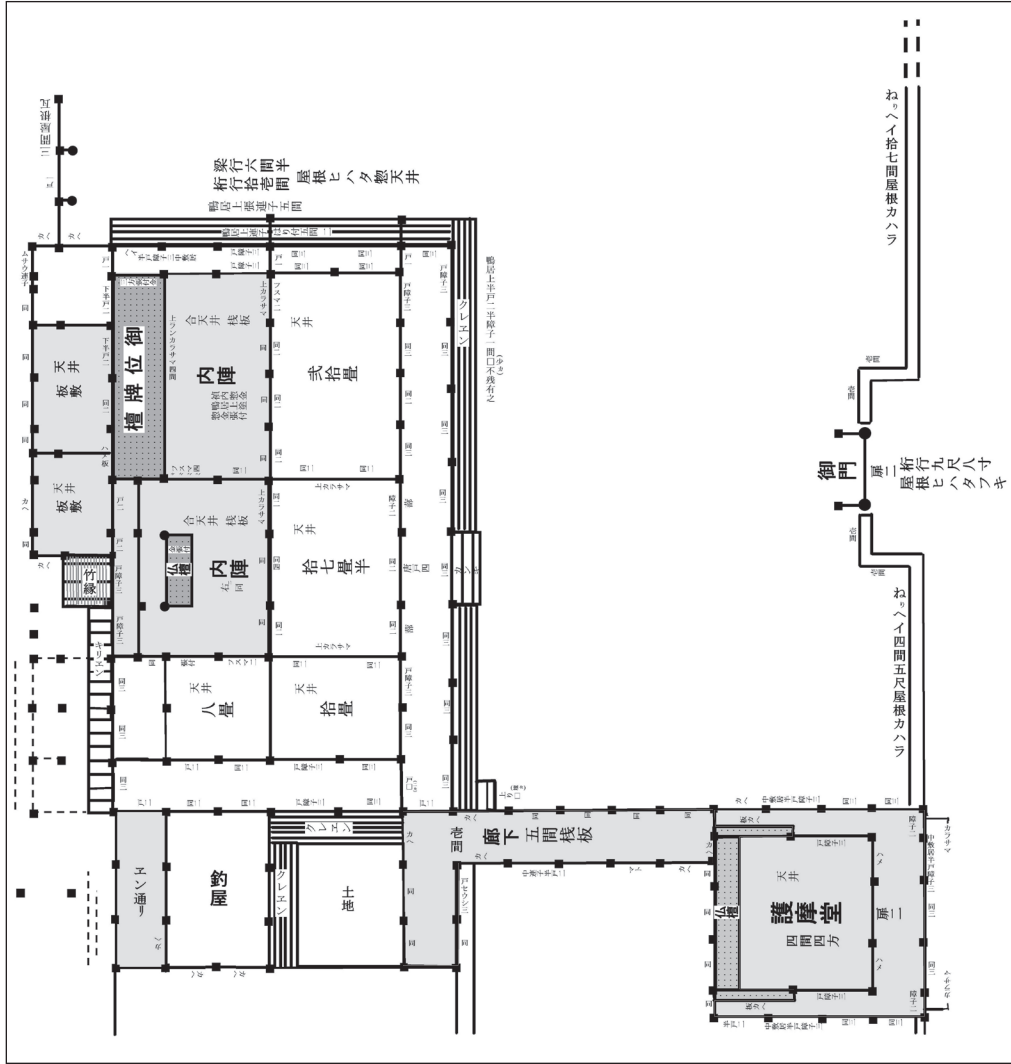


図11 本坊北部拡大図（写真7）解説

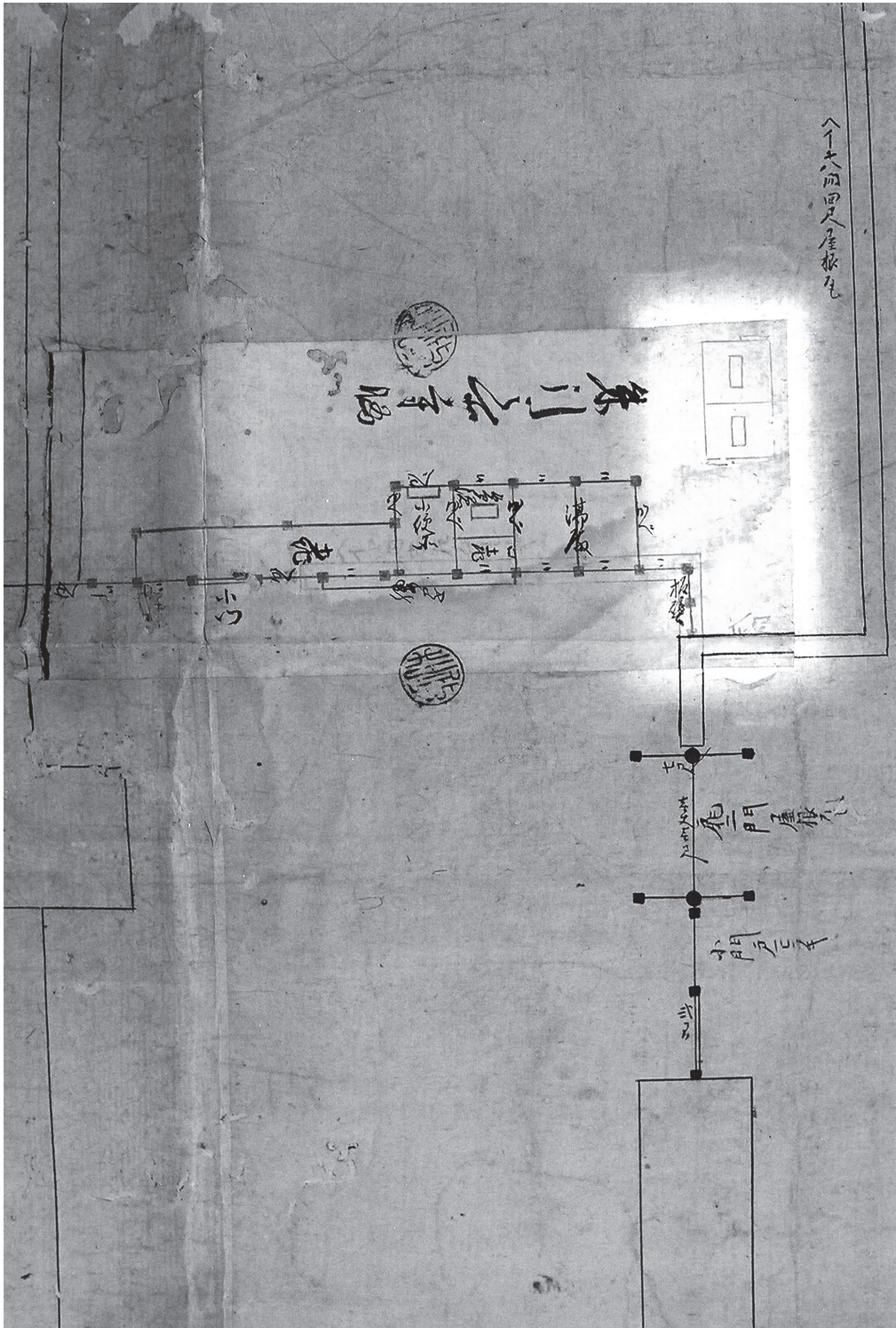


写真8 本坊南門内部分図の修正前
 (貼紙で覆われた筆跡の一部を透過したところ)

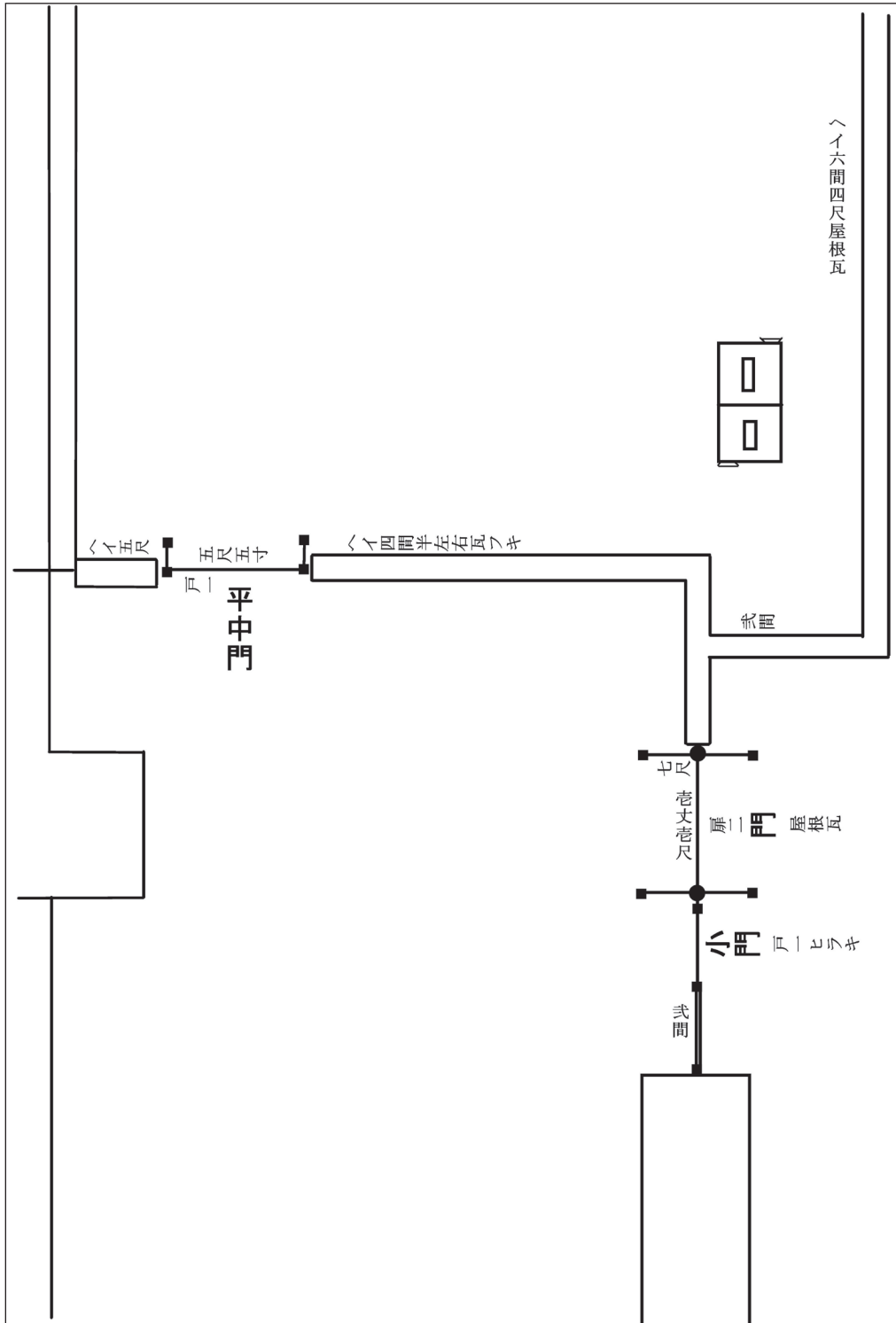


図12 本坊南門内部分図の修正前（写真8）解説

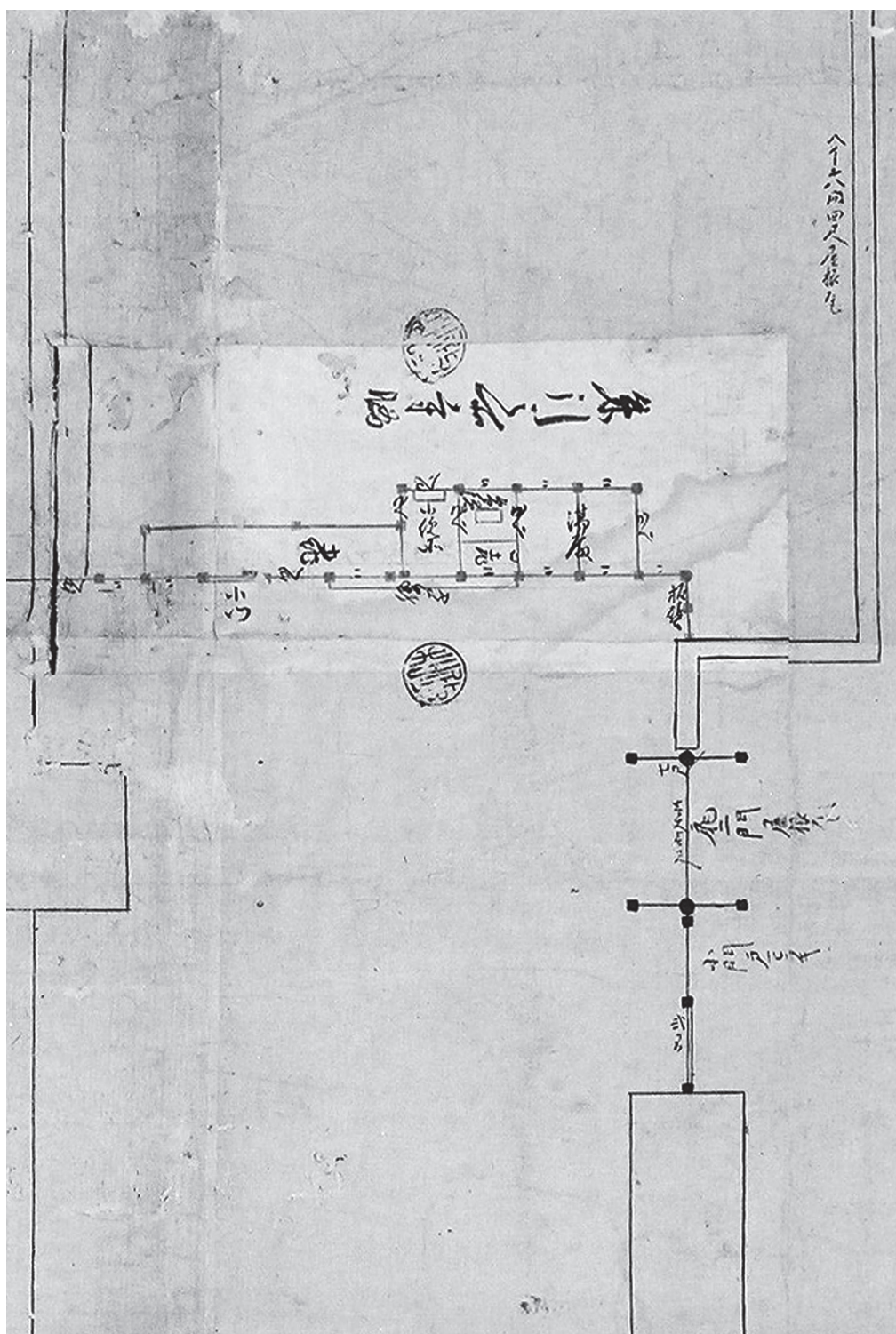


写真9 本坊南門内部分図の修正後

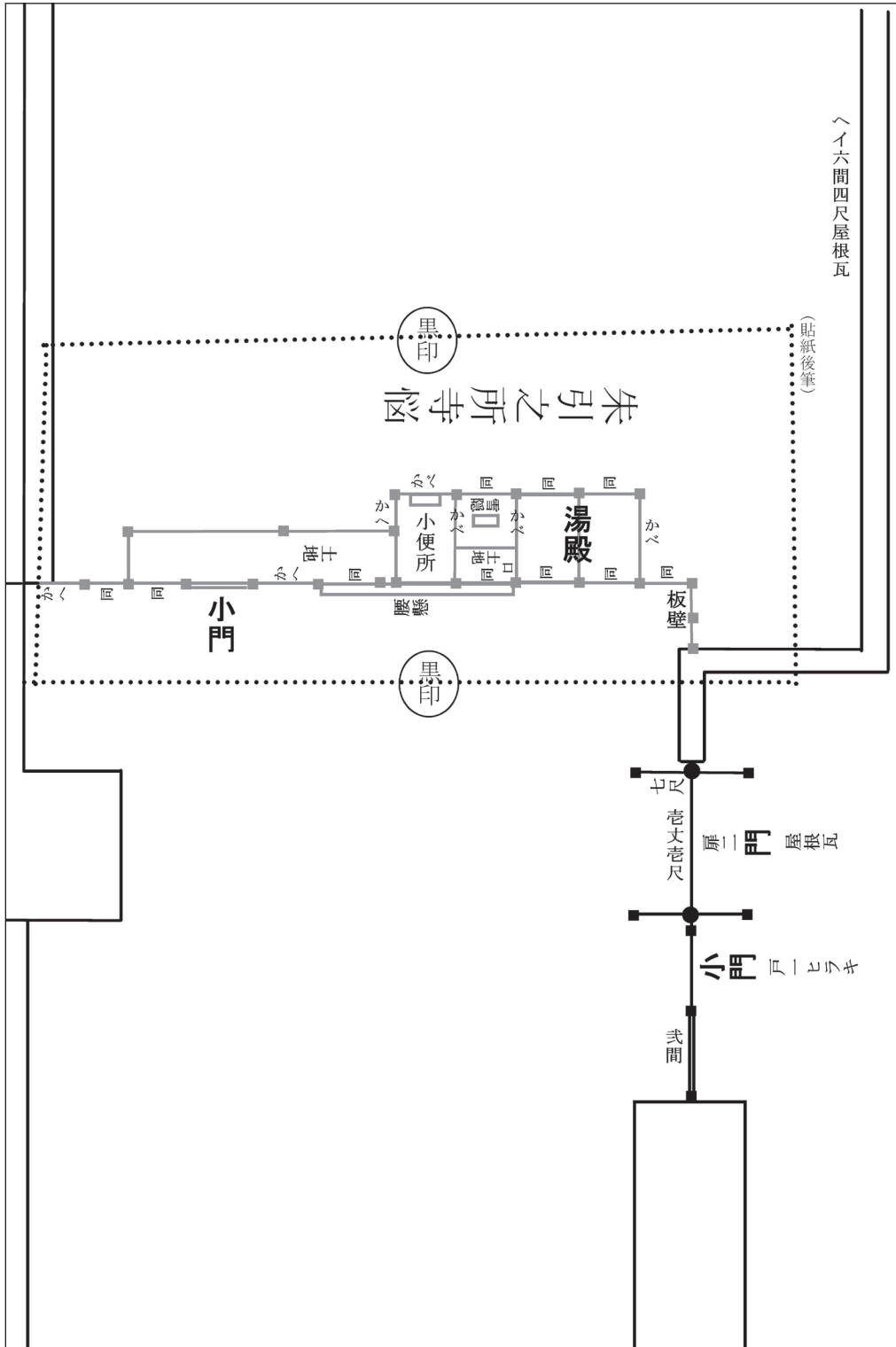


図13 本坊南門内部分図の修正後（写真9）解説
 （灰色線は原図の朱書部分）

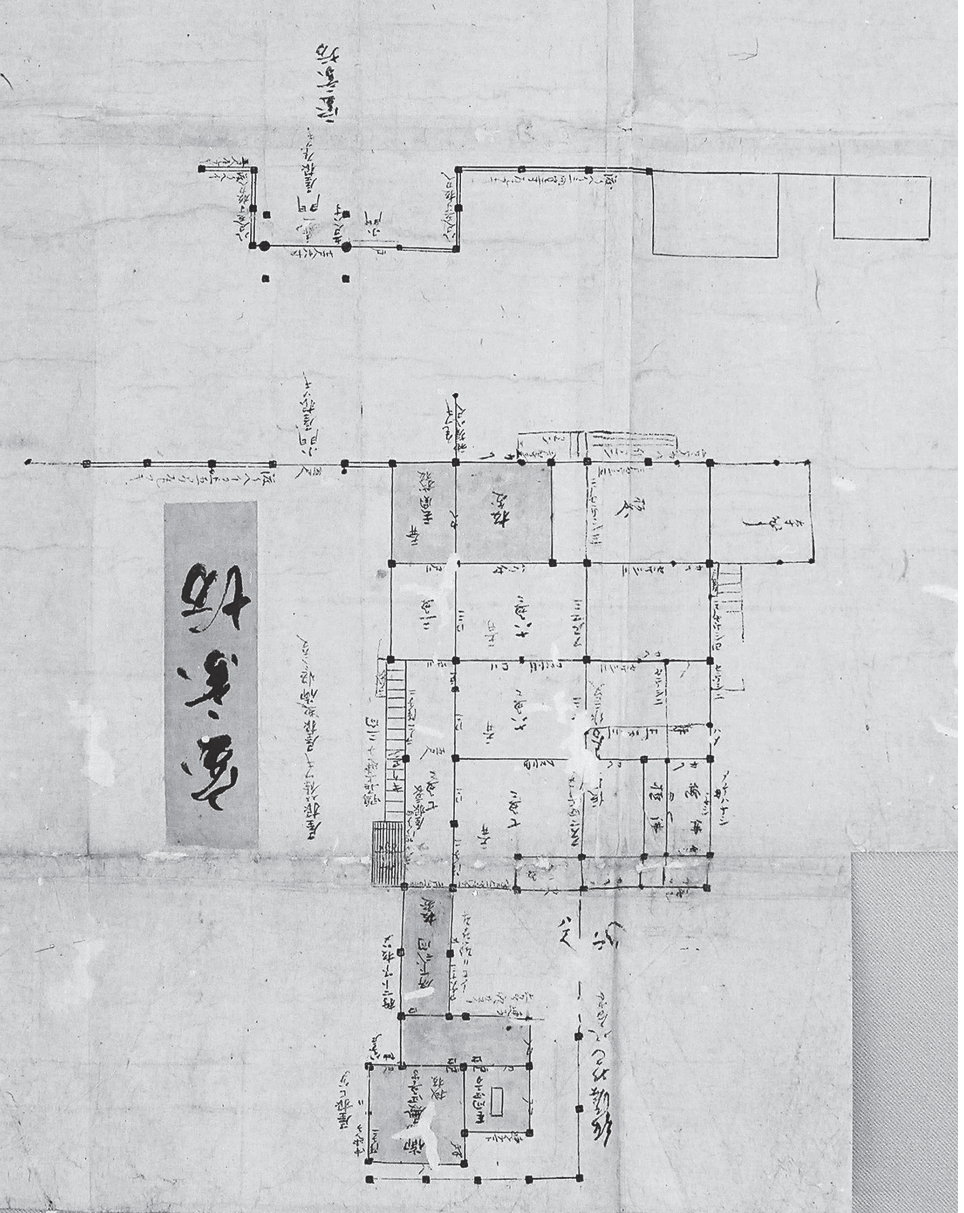


写真10 宝乘坊部分图

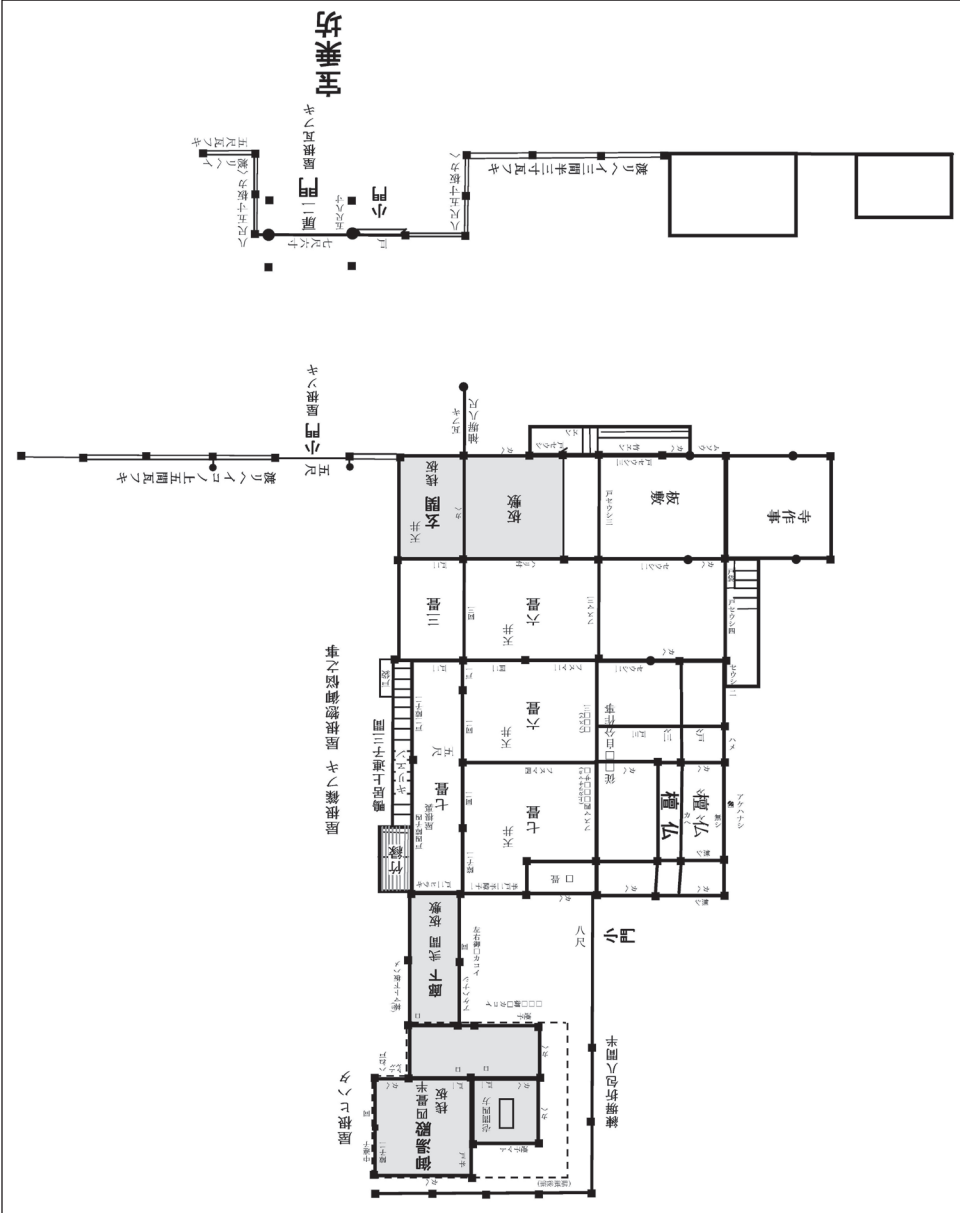


図14 宝乘坊部分図 (写真10) 解説

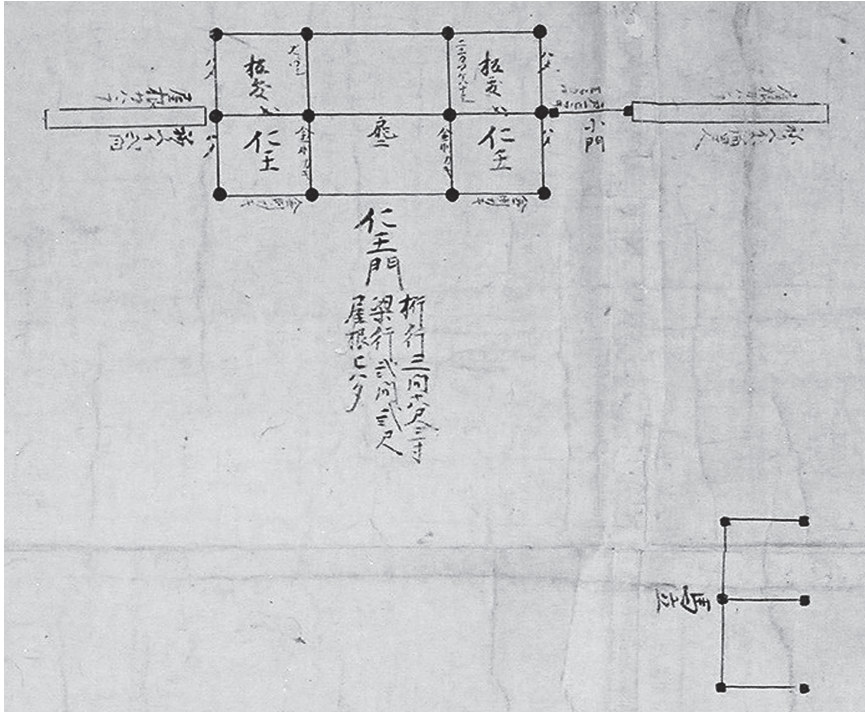


写真11 仁王門周辺部分図

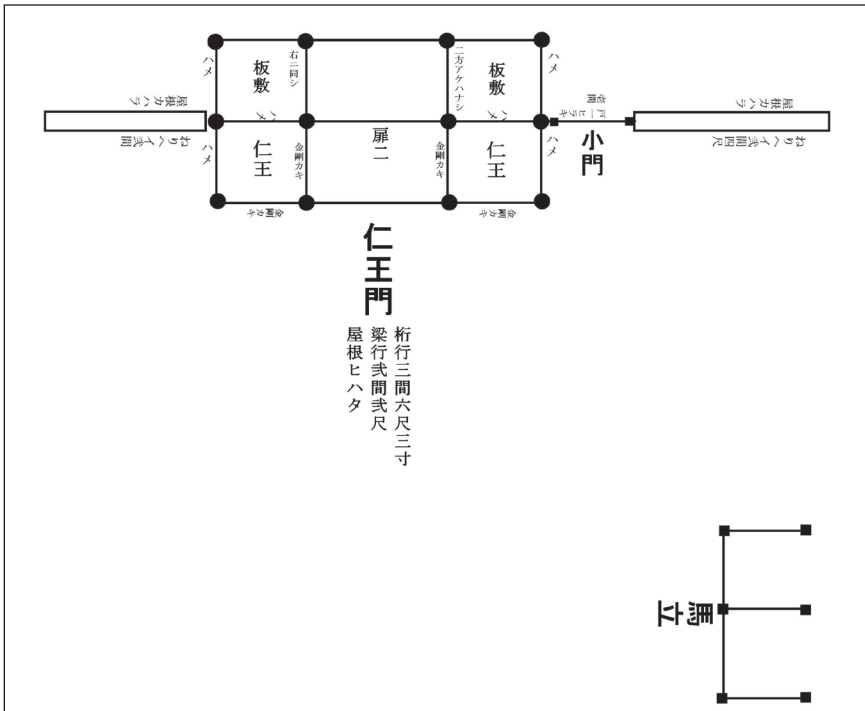
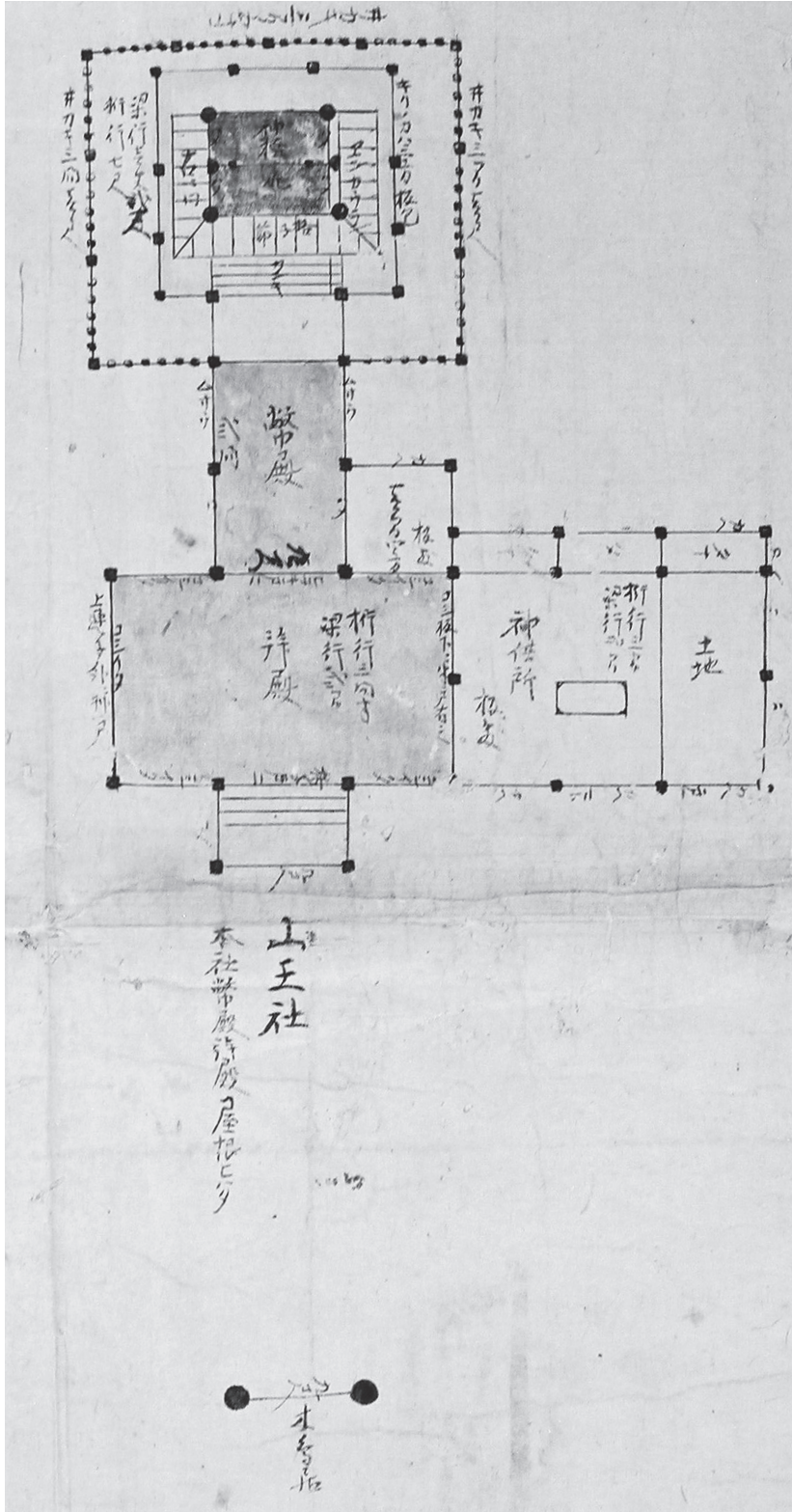


図15 仁王門周辺部分図 (写真11) 解説

写真12 山王社部分図



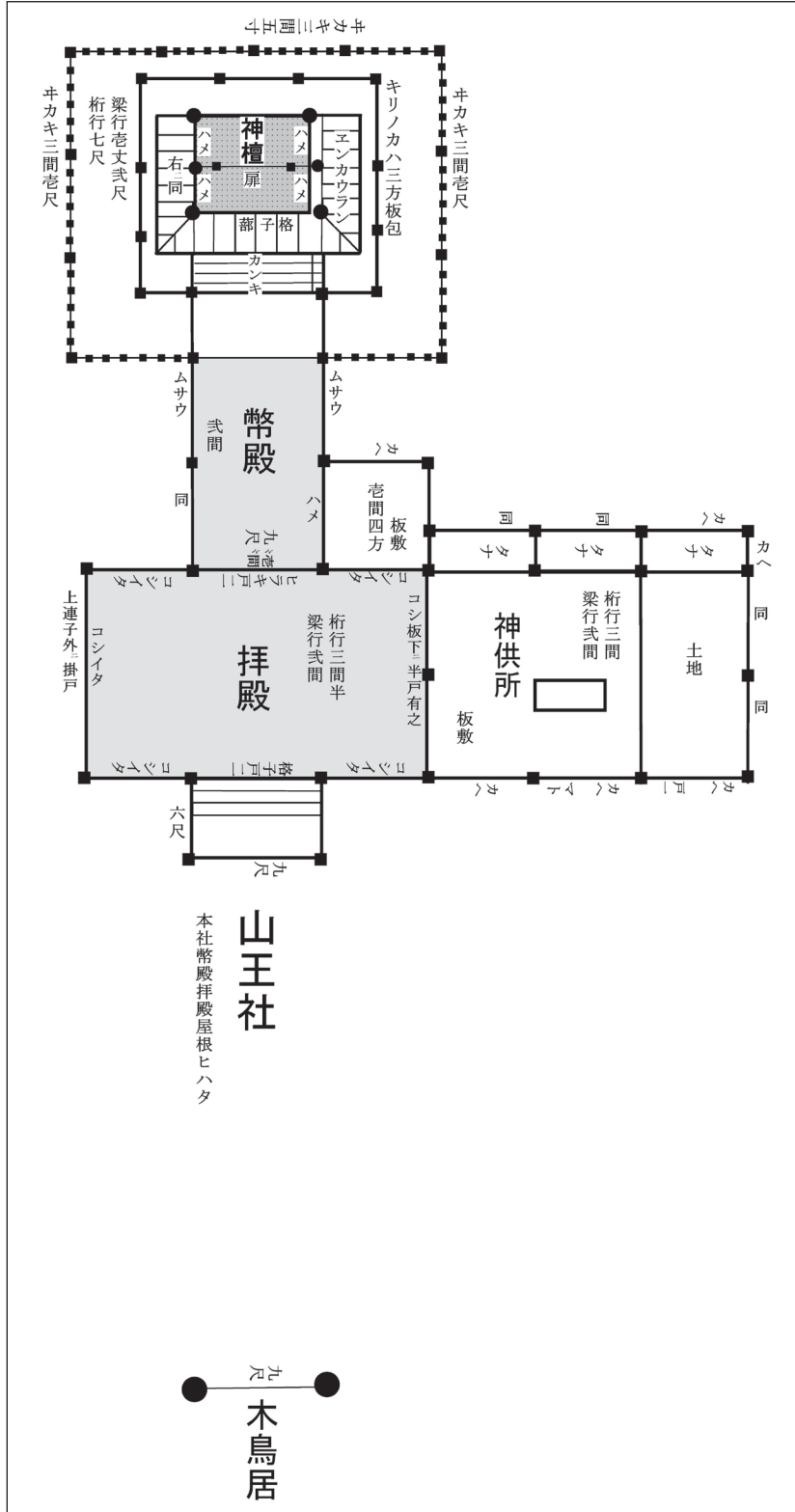


図16 山王社部分図 (写真12) 解説

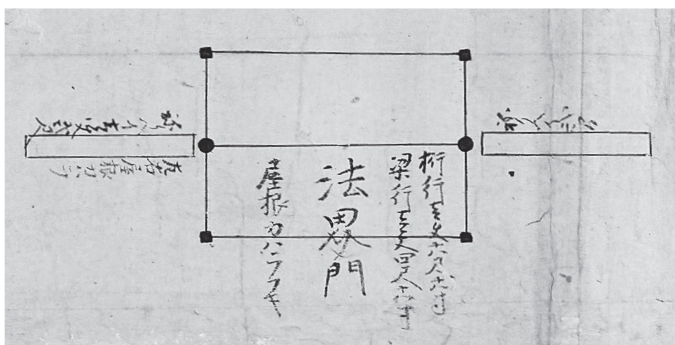


写真13 法界門部分図

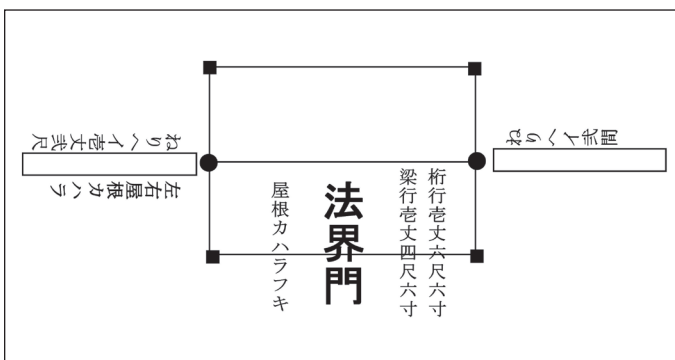


図17 法界門部分図 (写真12) 解説